

### 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

#### 第1節 自然的状況

##### 1. 大気環境の状況

###### 1.1. 気象

本市内の気象観測所としては、今治地域気象観測所、大三島地域気象観測所及び玉川地域気象観測所がある。観測所の位置は図3.1.1-1に、観測所の観測値(2012年～2021年)は表3.1.1-1、図3.1.1-2に示すとおりである。

本市の2012年～2021年の年平均値の平均は、平均気温で16.0℃、日照時間で約2,037時間、年降水量で約1,456mmとなり、温暖少雨で晴天に恵まれた瀬戸内式気候の特徴を有している。また、平均風速は2.1m/sで西北西の風が多く観測されている。気温と日照時間は地域により差はみられないが、降水量については、山間部の玉川と島嶼部の大三島では、年間約270mmの差がある。

また、今治地域気象観測所の2012年～2021年における風配図は図3.1.1-3に示すとおりである。西北西(WNW)の風が約38%を占めて最も多く、次いで西南西(WSW)の風が約19%を占めている。

表3.1.1-1 今治市における気象観測値(2012年～2021年)

地域気象観測所	平均気温 (℃)	日照時間 (時間)	年降水量 (mm)	平均風速 (m/s)
今治	16.0	2,037	1,456	2.1
大三島	15.2	2,029	1,397	2.0
玉川	—	—	1,666	—

注) 玉川地域気象観測所は降水量のみの観測である。

出典: 「過去の気象データ検索」(令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト)



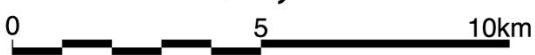
凡 例

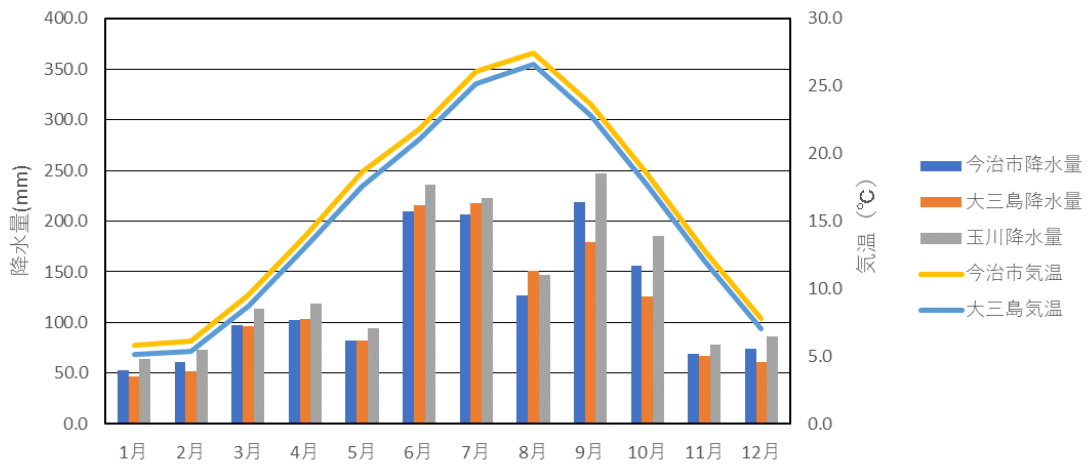
- ★ : 対象事業実施区域
- ◎ : 気象観測所

図 3.1.1-1 地域気象観測所



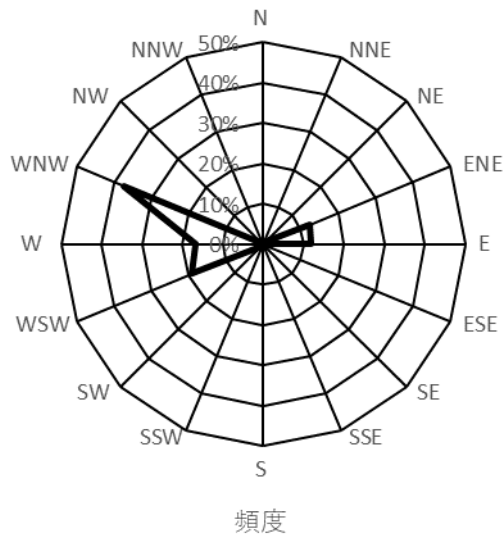
1:150,000





出典：「過去の気象データ検索」（令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト）より作成

図 3.1.1-2 今治市の平均気温と降水量(2012年～2021年)



出典：「過去の気象データ検索」（令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト）より作成

図 3.1.1-3 今治地域気象観測所の最多風向(2012年～2021年)

## 1.2. 大気質

### (1) 現況

本市内の大気測定局としては、今治測定局、今治旭測定局がある。測定局の測定項目は表 3.1.1-2 に、位置は図 3.1.1-4 に示すとおりである。今治測定局において大気中の二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) が、今治旭測定局において微小粒子状物質 (PM2.5) が常時測定されている。また、今治療護園において、大気中のダイオキシン類の定期測定が行われている。

各測定地点の大気質の経年変化は表 3.1.1-3、図 3.1.1-5 に示すとおりである。なお、評価書時に併記された西条市の東予測定局 (二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 以外の物質も測定している測定局の中で、本市に近い測定局) と松山市の垣生小学校 (二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 以外の物質も測定していて、かつ二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の測定値が今治測定局の値と近似している測定局) についても合わせて評価した。

測定結果をみると、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、ダイオキシン類は、いずれも環境基準を達成している。

東予 (西条市)、垣生小学校 (松山市) の光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

微小粒子状物質 (PM2.5) については、過去 5 年間を見ると横ばいから減少傾向にあり、令和元年度からは環境基準を達成している。

表 3.1.1-2 大気測定局の状況

市町村	測定局	住所	用途 地域	測定項目				
				NO <sub>2</sub>	SPM	OX	SO <sub>2</sub>	PM2.5
今治市	今治	中日吉町 2-6-55	住				○	
	今治旭	旭町 1-4-9	商					○
松山市	垣生小学校	西垣生町 747	準工	○	○	○	○	○
西条市	東予	壬生川 116-2	住	○	○	○	○	○

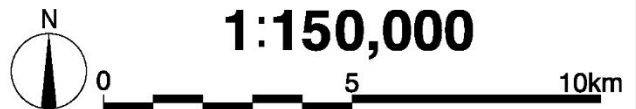
出典：「令和 2 年版 日本の大気汚染状況」 (令和 4 年 4 月 (一財) 経済産業調査会)



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 大気質測定局
- : 大気質測定地点 (ダイオキシン類)

図 3.1.1-4 大気質測定局



ア. 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

表 3.1.1-3(1) 大気質結果 (二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>))

(ppm)

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
年平均値	今治	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	東予	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
	垣生小学校	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	
日平均値の 2%除外値	今治	0.009	0.009	0.009	0.009	0.006	
	東予	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	
	垣生小学校	0.010	0.011	0.010	0.008	0.006	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

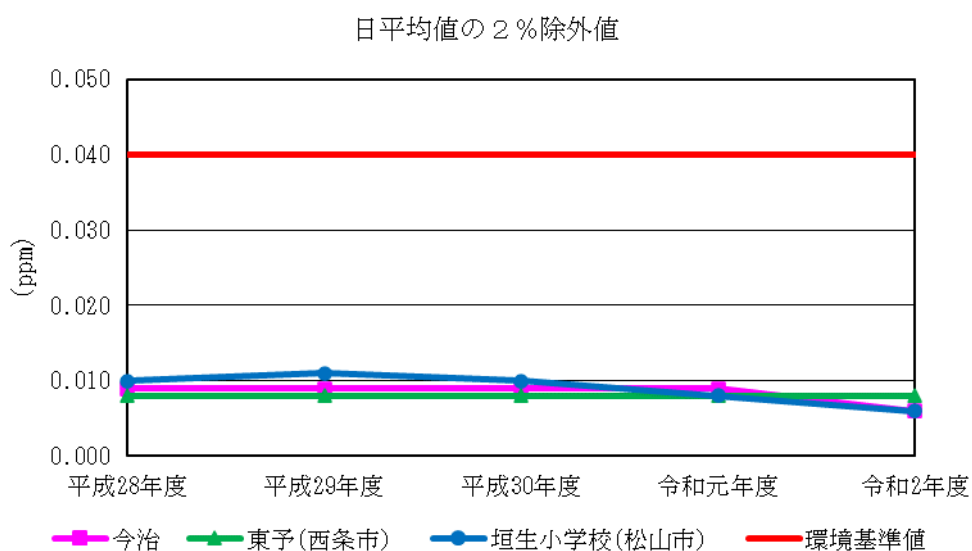


図 3.1.1-5 (1) 大気質の経年変化 (二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>))

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

表 3.1.1-3 (2) 大気質結果 (浮遊粒子状物質 (SPM))

		(mg/m <sup>3</sup> )					
大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
年平均値	今治	—	—	—	—	—	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 であること
	東予	0.021	0.022	0.020	0.018	0.015	
	垣生小学校	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	
日平均値の 2%除外値	今治	—	—	—	—	—	
	東予	0.052	0.057	0.056	0.045	0.046	
	垣生小学校	0.041	0.040	0.041	0.032	0.039	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

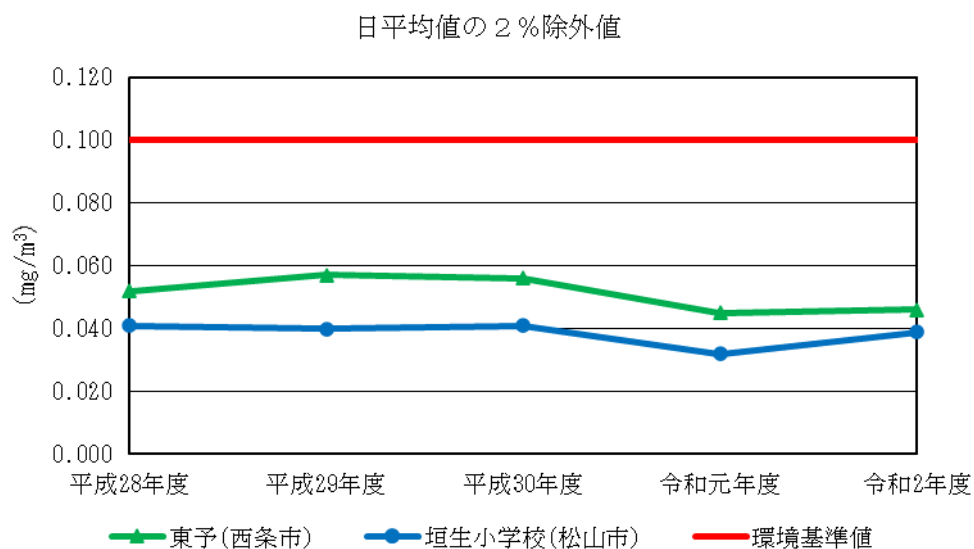


図 3.1.1-5 (2) 大気質の経年変化 (浮遊粒子状物質 (SPM))

ウ. 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

表 3.1.1-3 (3) 大気質結果 (二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>))

(ppm)

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
年平均値	今治	—	—	—	—	—	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾー ン内又はそれ以 下であること
	東予	0.006	0.008	0.007	0.007	0.006	
	垣生小学校	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009	
日平均値 の 98% 値	今治	—	—	—	—	—	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾー ン内又はそれ以 下であること
	東予	0.014	0.017	0.015	0.018	0.014	
	垣生小学校	0.021	0.022	0.025	0.021	0.020	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

日平均値の 98% 値

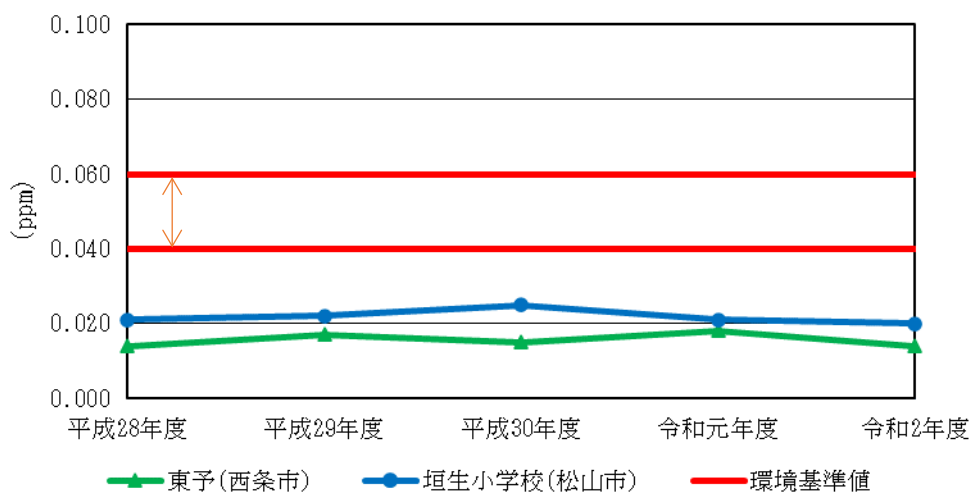


図 3.1.1-5 (3) 大気質の経年変化 (二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>))



エ. 光化学オキシダント (OX)

表 3.1.1-3 (4) 大気質結果 (光化学オキシダント (OX))

		(ppm)					環境基準
大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	
昼間の 1 時間 値の年平均値	今治	—	—	—	—	—	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること
	東予	0.036	0.037	0.036	0.035	0.036	
	垣生小学校	0.030	0.033	0.030	0.030	0.031	
昼間の 1 時間 値の最高値	今治	—	—	—	—	—	
	東予	0.112	0.115	0.097	0.121	0.110	
	垣生小学校	0.094	0.100	0.085	0.118	0.085	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

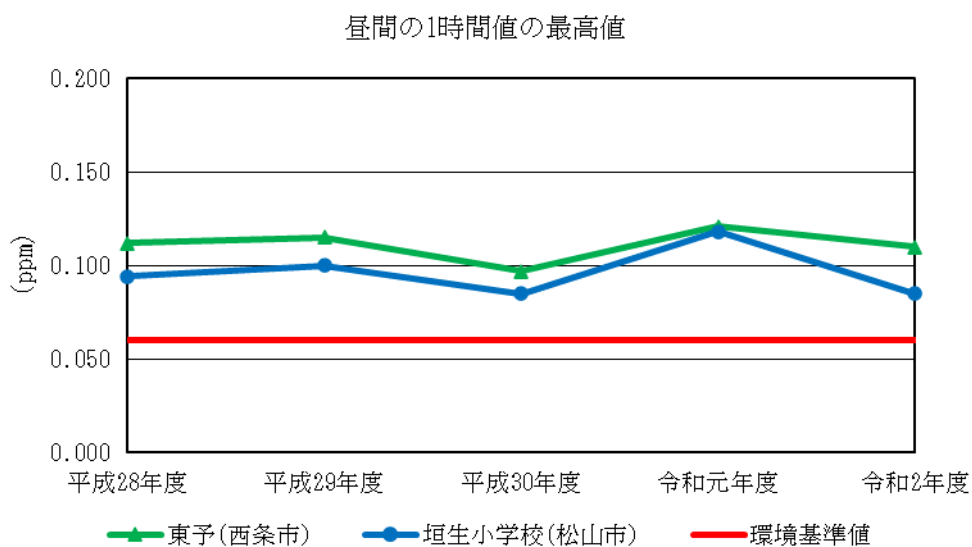


図 3.1.1-5 (4) 大気質の経年変化 (光化学オキシダント (OX))

才. 微小粒子状物質 (PM2.5)

表 3.1.1-3 (5) 大気質結果 (微小粒子状物質 (PM2.5))

		(μg/m <sup>3</sup> )					環境基準
大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	
年平均値	今治旭	14.7	14.7	14.9	14.1	12.5	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること
	東予	16.7	15.0	14.5	13.1	11.3	
	垣生小学校	15.4	14.3	13.6	11.8	11.3	
日平均値の 98% 値	今治旭	31.0	31.7	32.3	32.7	32.2	
	東予	36.5	34.0	37.0	30.1	30.2	
	垣生小学校	32.9	30.8	29.8	26.0	29.0	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

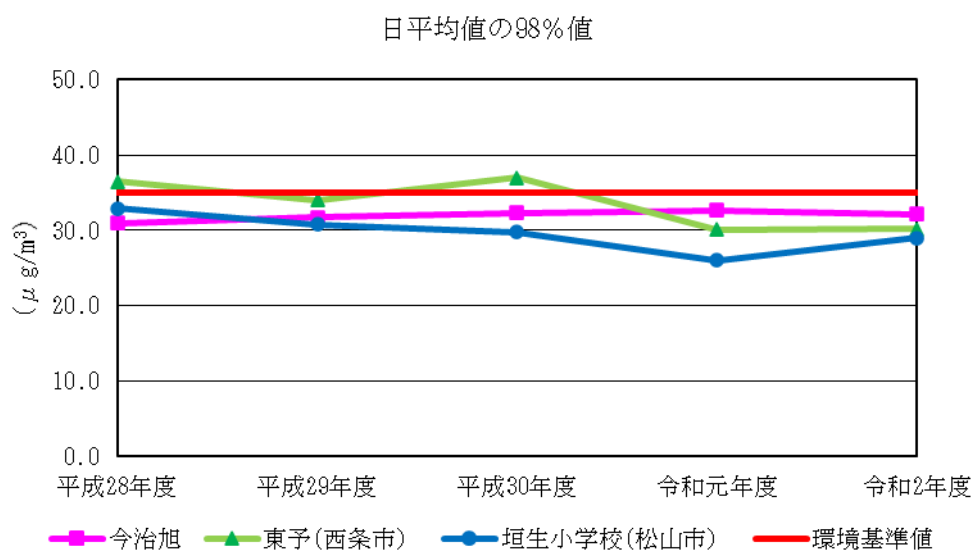


図 3.1.1-5 (5) 大気質の経年変化 (微小粒子状物質 (PM2.5))

### カ. ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、表 3.1.1-4 及び図 3.1.1-4 (3-5 ページ参照) に示す今治療護園において夏季と冬季の年 2 回測定されている。

また、過去 5 年間に於いて、夏季調査、冬季調査の平均値は、環境基準を達成している。

表 3.1.1-4 大気質結果 (ダイオキシン類)

項目	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	環境基準 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
大気	今治療護園	0.0059	0.0084	0.010	0.0058	0.0064	0.6 以下

出典：「平成 29 年～令和 3 年度ダイオキシン類環境調査結果について」(平成 30～令和 4 年 愛媛県)

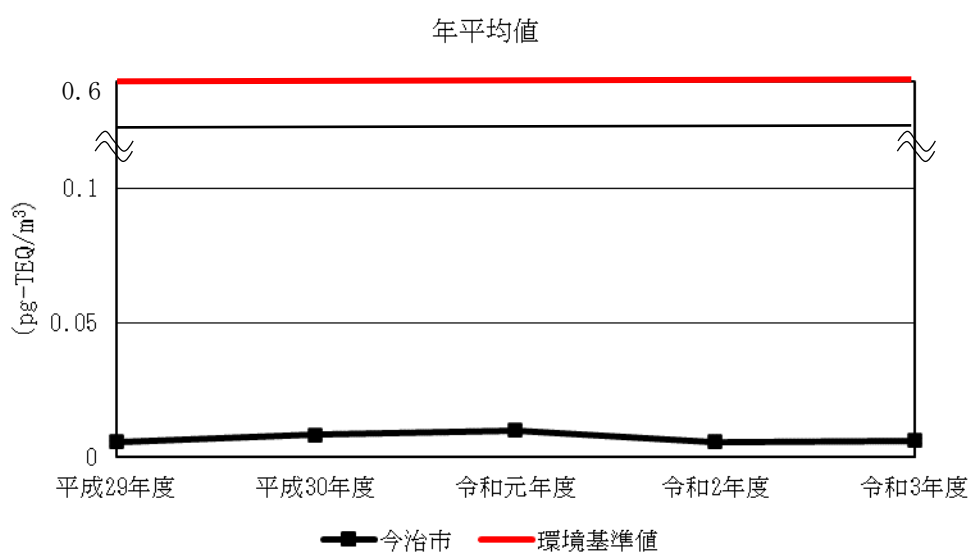


図 3.1.1-5 (6) 大気質の経年変化 (ダイオキシン類)

(2) ばい煙発生施設に係る届出状況

本市における大気汚染防止法及び愛媛県公害防止条例に基づくばい煙発生施設に係る届出状況は表 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-5 ばい煙発生施設に係る届出状況

(令和 2 年度末現在)

区分	大気汚染防止法																					
項番号 及び施設名	施設数															小計	事業所数					
	1	2	3	5	6	7	8	8の2	9	10	11	13	14	29	30							
	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	乾燥炉	亜鉛焙焼炉・	ガスタービン	ディーゼル機関					
今治市	156	2			2	16	1	1		2	4	5	5	3	3	3	64	50	262	55	102	43

区分	愛媛県条例						合計				備考: 大気汚染防止法のボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。	
項番号 及び施設名	施設数					小計	事業所数	施設数	事業所数			
	1	2	3及び4	5及び6	7							
	ボイラー	バルブ漂白蒸解施設	アルミ溶解炉等	ステープルファイバー	レーヨン紡糸施設等	石油脱硫施設						
今治市	8				4	12	5	274	55	107	43	

出典：「令和 3 年版愛媛県環境白書」(令和 3 年 12 月 愛媛県)

(3) 公害苦情件数

本市における過去 5 年間の大気汚染に関する公害苦情件数は表 3.1.1-6 に示すとおりである。令和 2 年度における大気汚染に関する公害苦情は 0 件であった。

表 3.1.1-6 公害苦情件数 (大気汚染)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大気汚染	1	1	0	1	0
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

### 1.3. 騒音

#### (1) 現況

本市では、毎年、道路に面した地域における自動車交通騒音調査及び面的評価を実施している。平成28年度～令和2年度の測定及び評価結果は表3.1.1-7に、測定地点は図3.1.1-6に示すとおりである。

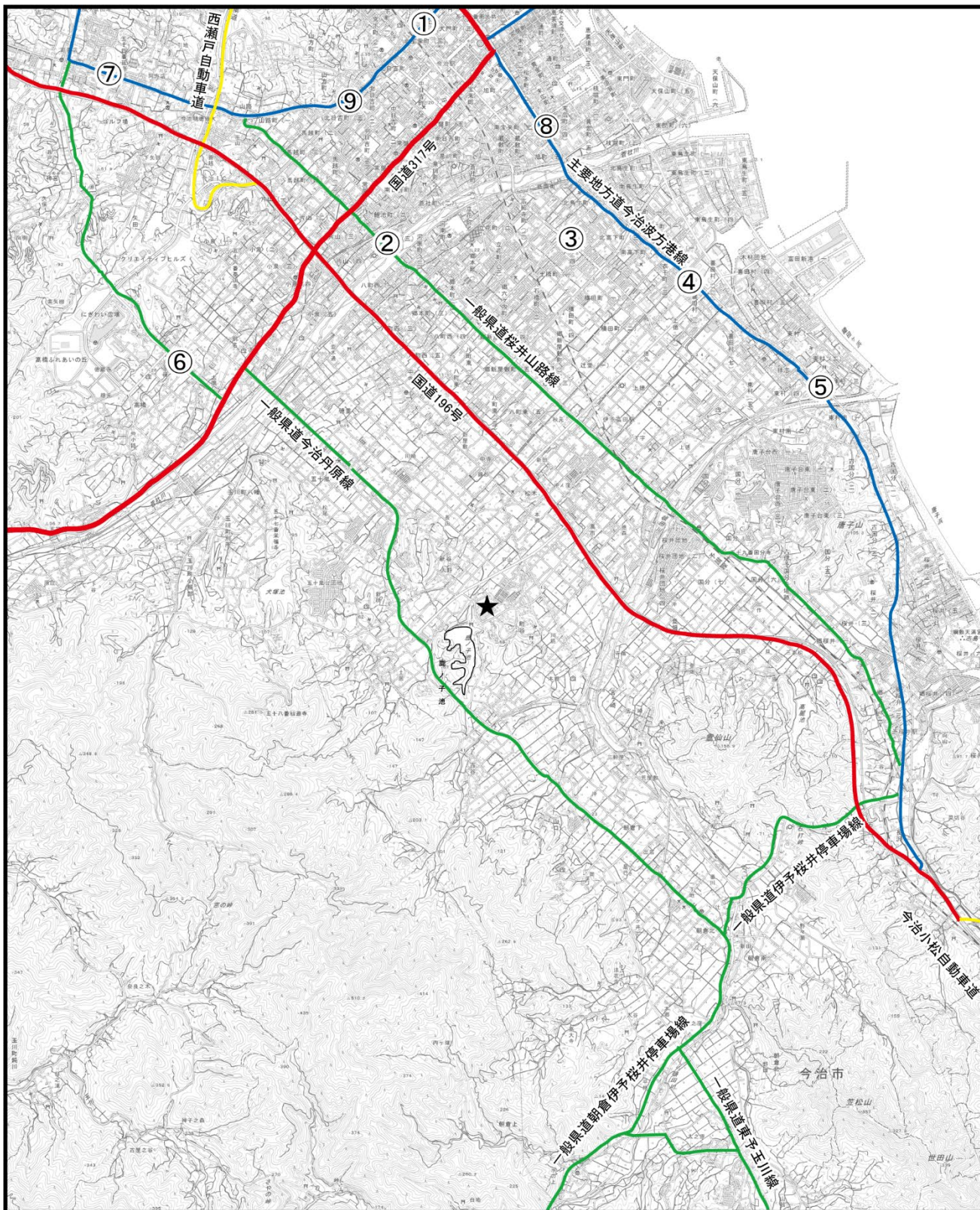
道路に面した地域における環境基準の達成状況は、「面的評価」により評価される。「面的評価」とは、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音レベルを、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価する方法である。ここでの環境基準は、幹線道路から50mの範囲のうち、近接空間（2車線以下は道路端より15m、2車線超えでは20m）では、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例の基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）、非近接空間（50mの評価範囲のうち、近接空間以外の場所）では、道路に面した環境基準類型の基準である。

環境基準達成戸数の達成率をみると、過去5年間の達成率は97%～100%となっている。

表 3.1.1-7 今治市内の自動車交通騒音測定結果

番号	対象道路	測定場所	測定年月	車線数	環境基準 類型	時間区分	透過騒音 レベル(dB)	住居棟戸数	環境基準達成 戸数(達成率)
1	今治波方港線	南大門町	平成28年度 (平成29年2月)	2	C	昼間	63	106	106戸(100%)
						夜間	56		106戸(100%)
2	桜井山路線	片山	平成28年度 (平成29年2月)	2	B	昼間	64	608	608戸(100%)
						夜間	56		608戸(100%)
3	蔵敷唐子台線	北鳥生町	平成28年度 (平成29年2月)	4	A	昼間	64	106	106戸(100%)
						夜間	56		106戸(100%)
4	今治波方港線	喜田村	平成29年度 (平成30年1月)	2	C	昼間	69	324	323戸(100%)
						夜間	63		323戸(100%)
5	今治波方港線	東村	平成30年度 (平成31年1月)	2	B	昼間	65	527	527戸(100%)
						夜間	60		527戸(100%)
6	今治丹原線	高橋	平成30年度 (平成31年1月)	2	-	昼間	65	101	101戸(100%)
						夜間	55		101戸(100%)
7	今治波方港線	阿方	令和元年度 (令和2年1月)	2	C	昼間	69	605	588戸(97%)
						夜間	63		602戸(100%)
8	今治波方港線	旭町	令和2年度 (令和3年1月)	4	C	昼間	67	200	200戸(100%)
						夜間	60		200戸(100%)
9	宮脇片山線	北日吉町	令和2年度 (令和3年1月)	4	C	昼間	68	417	417戸(100%)
						夜間	61		417戸(100%)

出典：「平成29年～令和3年版愛媛県環境白書」(平成30～令和4年 愛媛県)



凡 例

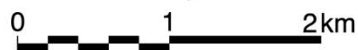
- ★ : 対象事業実施区域
- (Red) : 国 道
- (Blue) : 主要地方道
- (Green) : 一般県道
- (Yellow) : 自動車道

図中の番号は表 3.1.1-7 に対応する。

図 3.1.1-6 自動車騒音調査地点



1:50,000



(2) 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

本市における騒音規制法に基づく特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設に係る届出状況は表 3.1.1-8 に示すとおりである。

特定施設数は 5,545 施設、届出工場・事業場数は 410 事業所である。また、騒音発生施設数は 4,969 施設、届出工場・事業場数は 323 事業場である。

表 3.1.1-8 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

施設区分	騒音規制法												届出工場・事業場数
	特定施設数												
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂射出成型器	鋳造型機	計	
今治市	128	909	6	4,192	3	22	226	0	48	6	5	5,545	410
施設区分	愛媛県公害防止条例							届出工場・事業場数					
	騒音発生施設数												
	冷凍機	セメント製品製造機械	ねん糸機	ミシン	工業用動力	木材加工機械	計						
今治市	549	2	4,192	0	226	4,969	323						

出典：「令和 3 年版愛媛県環境白書」（令和 3 年 12 月 愛媛県）

(3) 公害苦情件数

本市における過去 5 年間の騒音に関する公害苦情件数は表 3.1.1-9 に示すとおりである。令和 2 年度における騒音に関する件数は公害苦情総件数の約 23% を占めている。

表 3.1.1-9 公害苦情件数（騒音）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
騒音	8	5	6	5	6
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）



## 1.4. 振動

### (1) 特定施設に係る届出状況

本市における振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況は表 3.1.1-10 に示すとおりである。

特定施設数は 4,675 施設、届出工場・事業場数は 285 事業場である。

表 3.1.1-10 振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

施設区分	特定施設数											届出工場・事業場数
	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	コンクリートブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	樹脂練用ロール機	ゴム練用又は合成射出成形機	合成樹使用	計	
今治市	105	318	5	4,192	4	7	33	0	6	5	4,675	285

出典：「令和 3 年版愛媛県環境白書」（令和 3 年 12 月 愛媛県）

### (2) 公害苦情件数

本市における過去 5 年間の振動に関する公害苦情件数は表 3.1.1-11 に示すとおりである。令和 2 年度における振動に関する公害苦情は 0 件であった。

表 3.1.1-11 公害苦情件数（振動）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
振動	0	0	1	0	0
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）

## 1.5. 悪臭

### (1) 公害苦情件数

本市における過去5年間の悪臭に関する公害苦情件数は表3.1.1-12に示すとおりである。  
令和2年度における悪臭に関する件数は公害苦情総件数の約62%を占めている。

表 3.1.1-12 公害苦情件数（悪臭）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
悪臭	10	17	15	16	16
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成29年～令和3年版愛媛県環境白書」（平成29～令和3年 愛媛県）

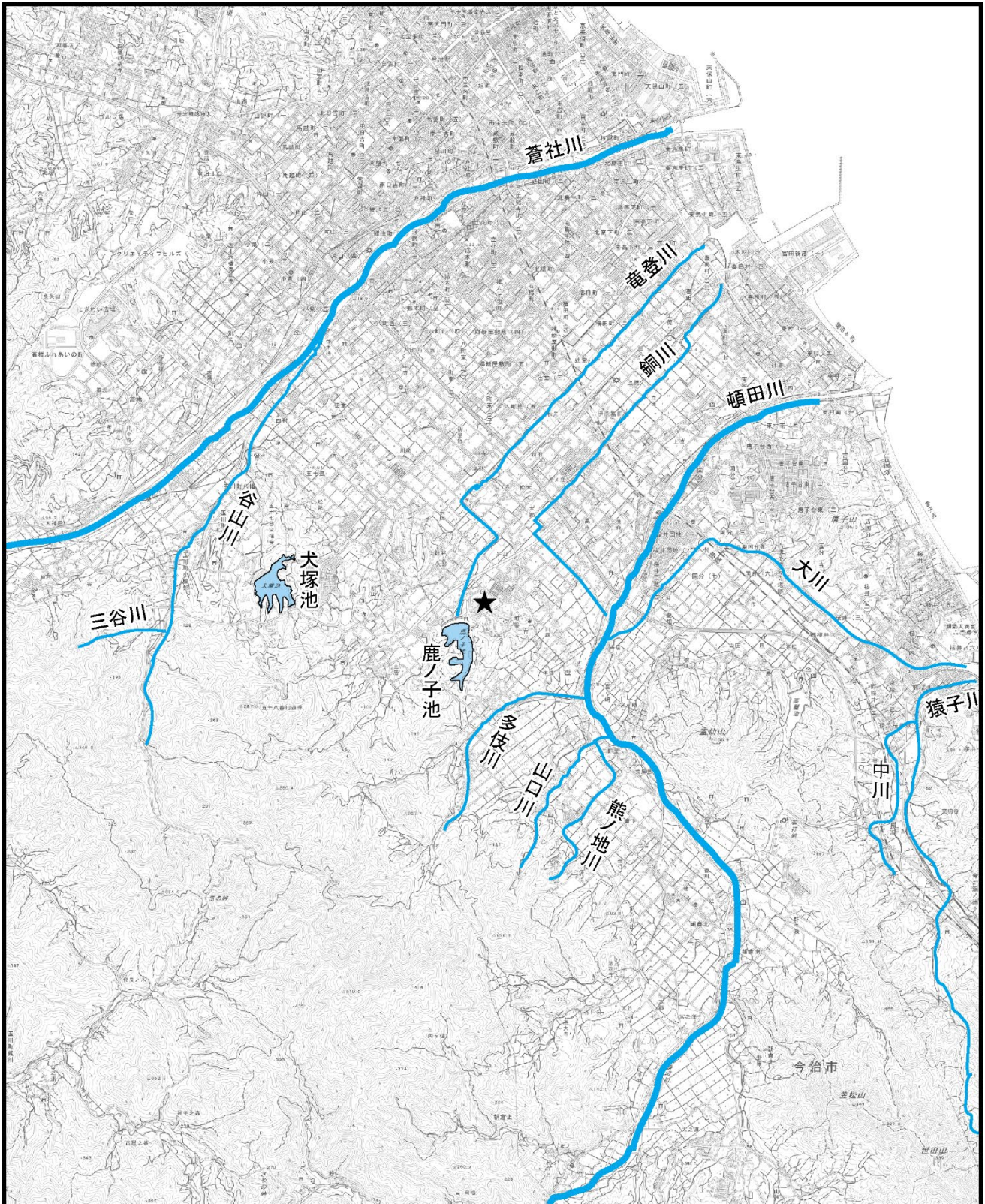
## 2. 水環境の状況

### 2.1. 水象

対象事業実施区域周辺の河川は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

本市に一級河川はなく、対象事業実施区域周辺には二級河川の蒼社川、竜登川、銅川、頓田川等の河川が流れている。

蒼社川の上流には玉川ダムがある（図 3.1.2-1 範囲外）。また、瀬戸内海気候により降水量が少ないため、対象事業実施区域周辺には鹿ノ子池、犬塚池等のため池がある。



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 河 川

図 3. 1. 2-1 主な河川の状況



## 2.2. 水質

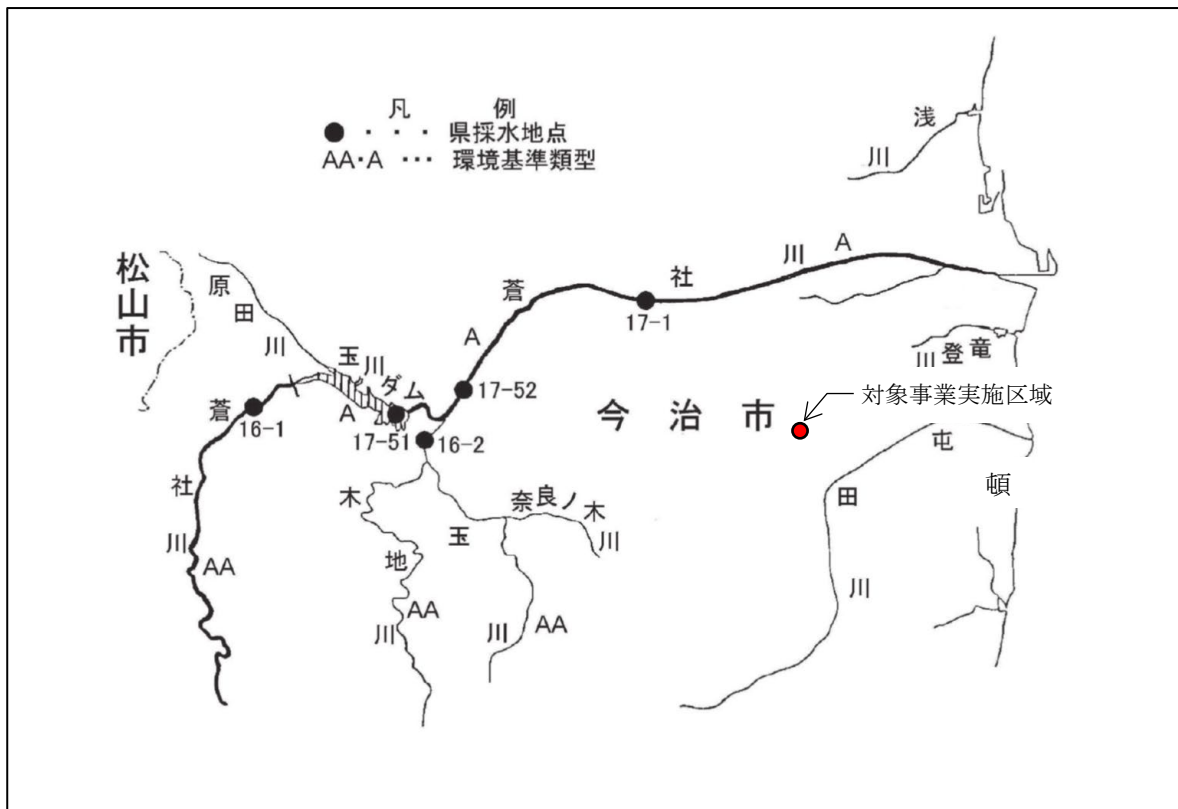
### (1) 河川

対象事業実施区域周辺では、蒼社川水域において、図 3.1.2-2 に示した地点で河川の水質調査が実施されている。蒼社川水域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型は、中村橋(16-1)と玉川橋下流(16-2)がAA類型、かんべ橋(17-1)がA類型に指定されている。玉川ダム堰堤(17-51)は類型指定されていない。

蒼社川水域の水質経年変化は表 3.1.2-1、図 3.1.2-3 に示すとおりである。

いずれの地点も、水素イオン濃度 (pH) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 6.5~8.5)、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 7.5mg/L 以上)、生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準 (AA 類型:1mg/L 以下、A 類型:2mg/L 以下)、浮遊物質量 (SS) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 25mg/L 以下) を達成している。しかし、大腸菌群数は環境基準 (AA 類型:50MPN/100mL 以下、A 類型: 1000MPN/100mL 以下) を達成していない。

また、令和 3 年度に蒼社川水域では水質のダイオキシン類が測定されており、期間平均は 0.080pg-TEQ/L となり、環境基準 0.1 pg-TEQ/L を達成していた。



出典：「愛媛県環境白書(令和3年版)」(令和3年、愛媛県)

図 3.1.2-2 蒼社川水域の水質(河川)調査地点図

表 3.1.2-1 蒼社川水域の水質結果

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
pH の 年間範囲 (一)	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	7.6~7.9	7.6~7.9	7.7~9.4	7.5~7.8	7.4~7.8	AA 類型、A 類型ともに 6.5~8.5
	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	7.7~8.0	7.6~8.0	7.6~7.9	7.5~7.9	7.5~7.9	
	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	7.1~7.9	7.2~8.0	7.6~8.1	7.7~8.7	7.5~8.6	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	7.2~9.4	7.0~8.9	7.4~9.0	7.0~8.6	7.5~9.2	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
DO の 平均値 (mg/L)	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	10	11	9.9	10	10	AA 類型、A 類型ともに 7.5mg/L 以上
	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	10	11	10	10	11	
	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	10	10	9.8	9.9	10	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	9.4	9.3	9.2	9	9.7	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
BOD の 75%値 (mg/L)	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	<0.5	0.7	1	<0.5	<0.5	AA 類型: 1mg/L 以下 A 類型: 2mg/L 以下
	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	0.8	0.7	0.5	0.8	0.5	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	1	0.7	0.7	0.8	0.8	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
SS の 平均値 (mg/L)	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	1	3	7	1	3	AA 類型、A 類型ともに 25mg/L 以下
	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	1	3	1	2	2	
	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	2	6	5	3	1	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	1	2	2	2	1	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
大腸菌 群数の 平均値 (MPN/100mL)	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	5,200	4,900	5,300	1,700	2,100	AA 類 型: 50MPN/100mL 以下 A 類型: 1,000MPN/100mL 以下
	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	2,400	4,300	5,800	2,900	2,100	
	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	17,000	15,000	12,000	9,800	5,300	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	2,900	1,300	7,300	2,600	1,500	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）

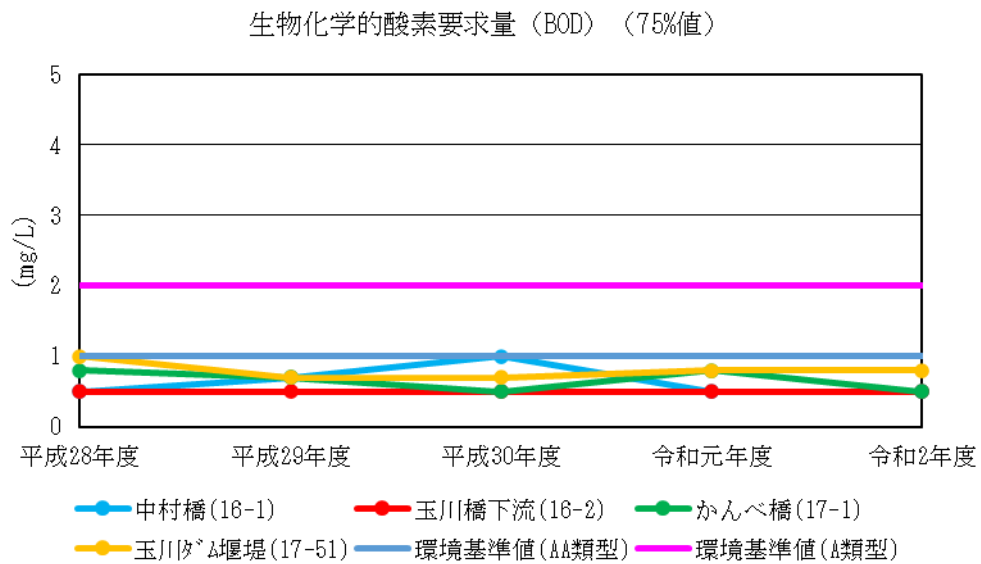
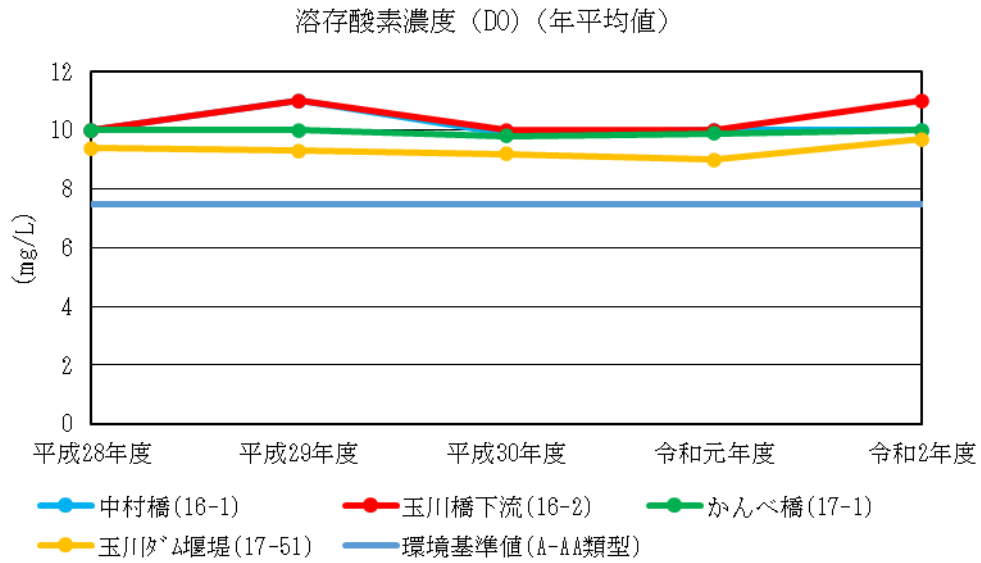


図 3.1.2-3(1) 蒼社川水域の水質経年変化

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

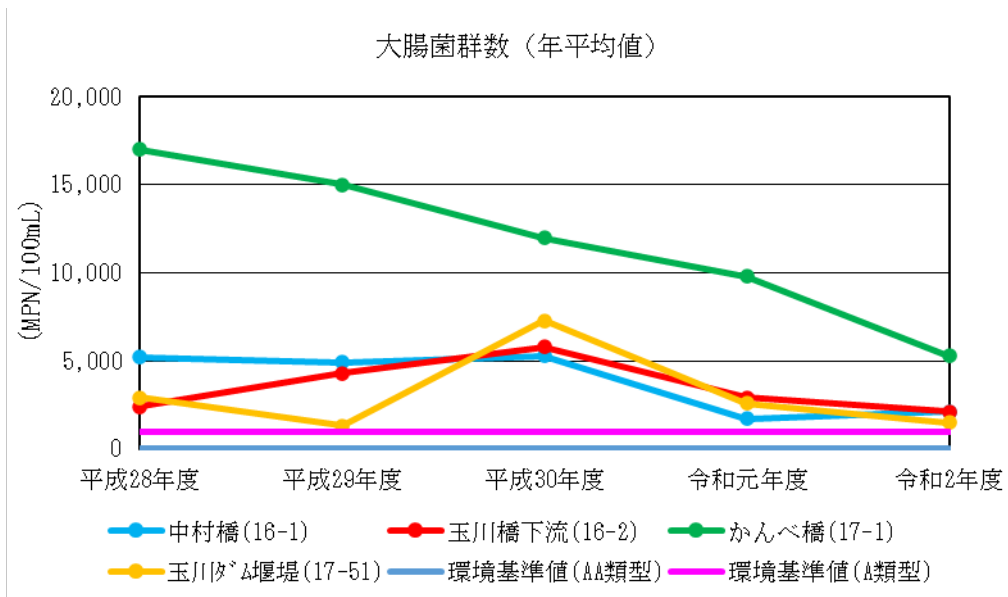
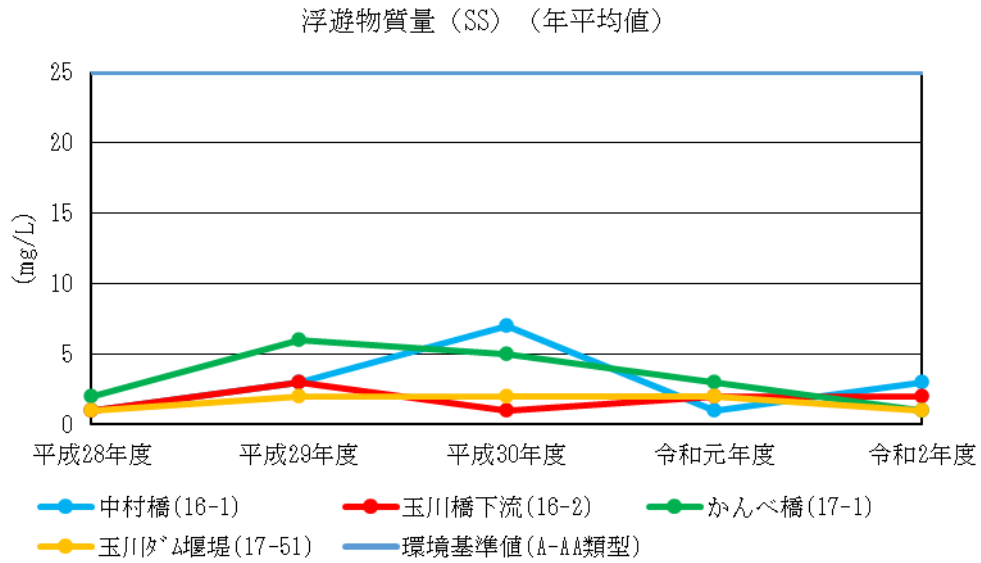


図 3.1.2-3(2) 蒼社川水域の水質経年変化

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）

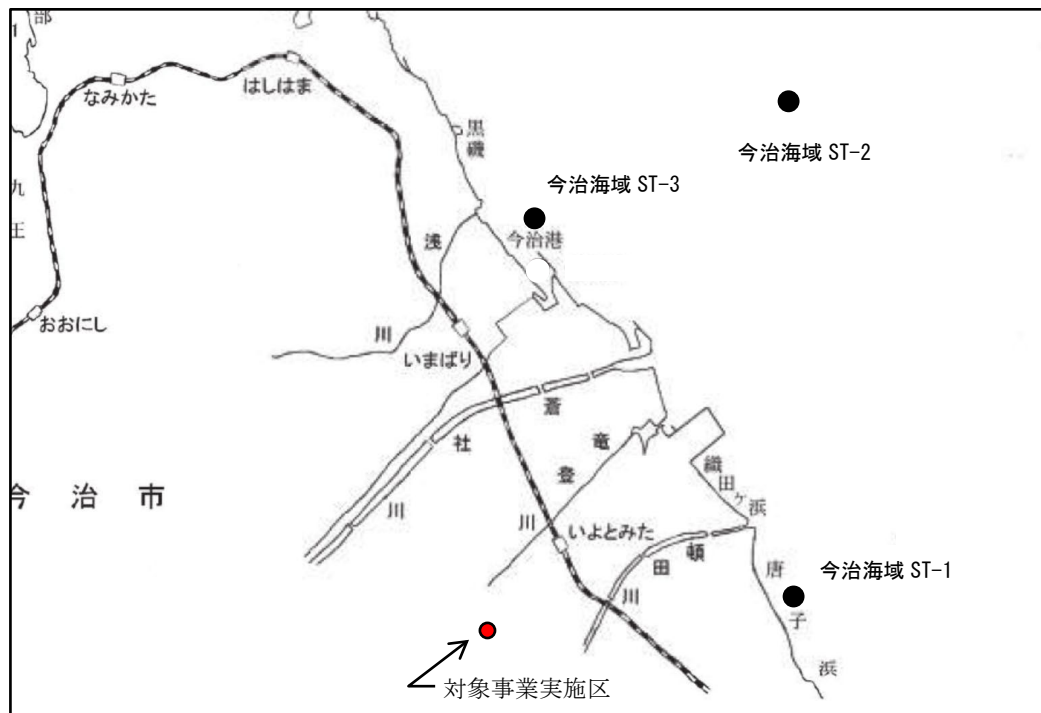


## (2) 海域

対象事業実施区域周辺海域では、図 3.1.2-4 に示した今治海域 ST-1～今治海域 ST-3 地点で海域の水質調査が実施されている。いずれの地点も海域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型はA類型、全窒素と全磷はII類型に指定されている。

今治海域 ST-1～今治海域 ST-3 地点の水質経年変化は表 3.1.2-2、図 3.1.2-5 に示すとおりである。

いずれの地点も、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準 (7.5mg/L 以上)、化学的酸素要求量 (COD) の環境基準(2mg/L 以下)、大腸菌群数の環境基準(1000MPN/100mL 以下)、全窒素 (T-N) の環境基準(0.3mg/L 以下)、全磷 (T-P) の環境基準(0.03mg/L 以下)を達成している。しかし、平成 29 年度の水素イオン濃度 (pH) は環境基準(7.8～8.3)を達成していなかった。



出典：「愛媛県環境白書(令和3年版)」(令和3年、愛媛県)

図 3.1.2-4 今治市の水質(海域)調査地点図

表 3.1.2-2 海域の水質結果

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
pH の 年間範囲 (－)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	8.1～8.2	8.0～8.4	8.0～8.2	8.0～8.1	8.0～8.1	A 類型 7.8～8.3
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	8.1～8.2	8.0～8.2	8.0～8.2	8.0～8.1	8.0～8.1	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	8.1～8.2	8.0～8.3	8.0～8.2	8.0～8.1	8.0～8.1	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
DO の 平均値 (mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	8.4	8.8	8.4	8.1	8.3	A 類型 7.5mg/L 以上
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	8.3	8.6	8.3	8.0	8.4	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	8.3	8.6	8.1	8.0	8.3	

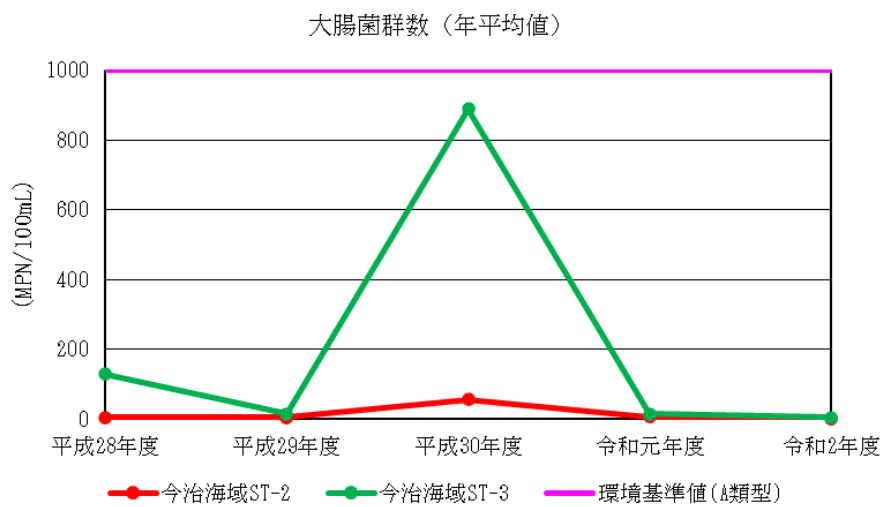
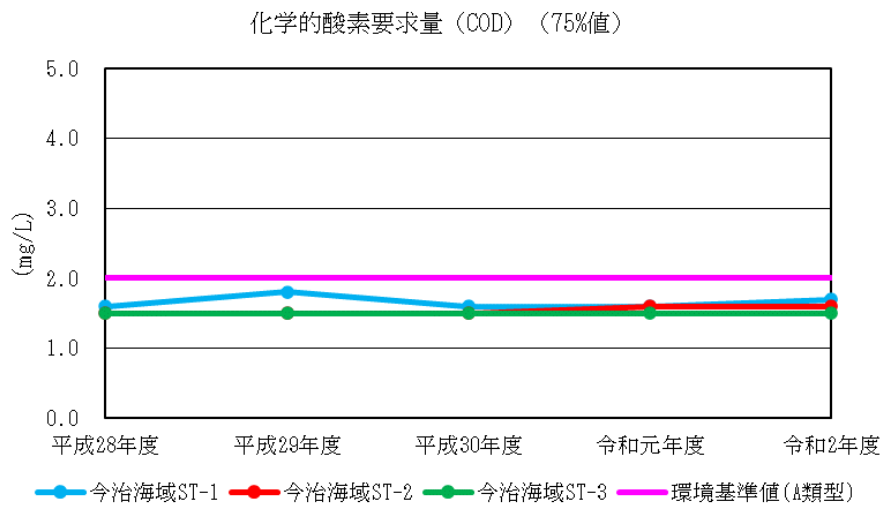
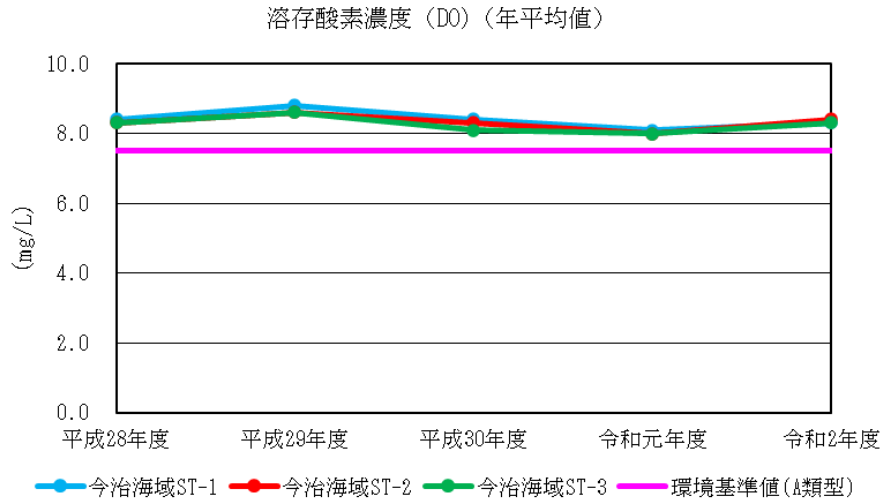
水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
COD の 75%値 (mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	1.6	1.8	1.6	1.6	1.7	A 類型 2mg/L 以下
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
大腸菌群数 の平均値 (MPN/100mL)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	－	－	－	－	－	A 類型 1000MPN/ 100mL 以下
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	4.6	6.1	56	6.2	1.9	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	130	16	890	16	4.9	

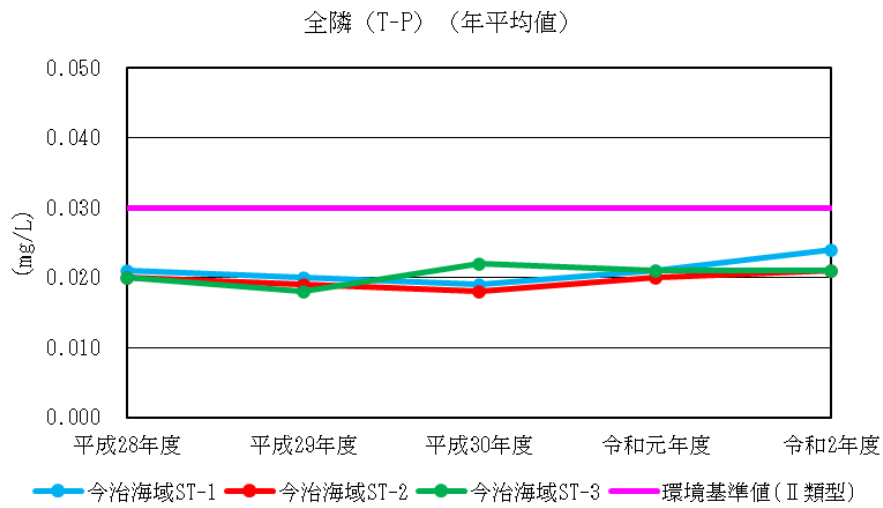
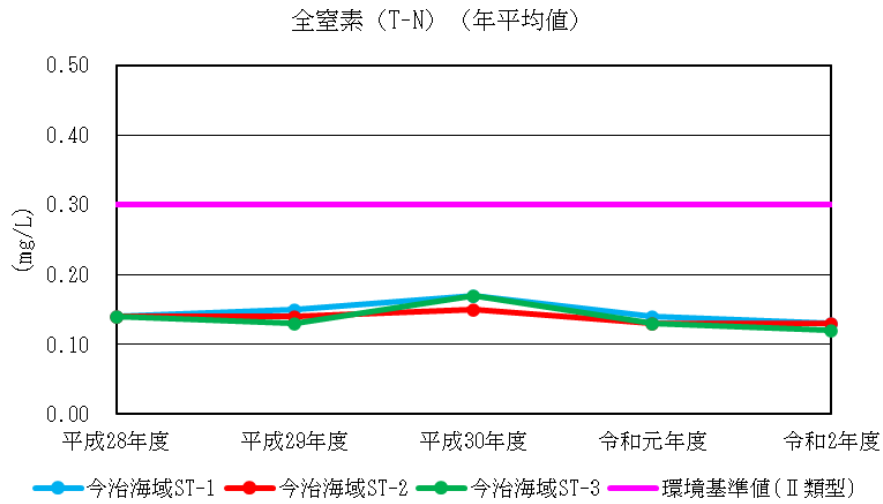
水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
T-N の 平均値 (mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	0.14	0.15	0.17	0.14	0.13	II 類型 0.3mg/L 以下
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	0.14	0.14	0.15	0.13	0.13	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	0.14	0.13	0.17	0.13	0.12	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
T-P の 平均値 (mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-1	0.021	0.020	0.019	0.021	0.024	II 類型 0.03mg/L 以下
	燧灘北西部	今治海域 ST-2	0.020	0.019	0.018	0.020	0.021	
	燧灘北西部	今治海域 ST-3	0.020	0.018	0.022	0.021	0.021	

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）



出典：「平成29年～令和3年版愛媛県環境白書」(平成29～令和3年 愛媛県)  
 図3.1.2-5(1) 海域(今治海域ST-1～今治海域ST-3)の水質経年変化



出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」（平成 29～令和 3 年 愛媛県）

図 3.1.2-5(2) 海域（今治海域 ST-1～今治海域 ST-3）の水質経年変化

### (3) 地下水

愛媛県における令和2年度地下水の水質調査のうち本市内の調査は以下のとおりであり、汚染井戸周辺地区調査はなかった。

また、環境基準超過地点はいずれも対象事業実施区域外であった（出典：「令和2年度の地下水の水質測定結果について」（令和3年11月12日 愛媛県環境政策課））。

表 3.1.2-3 地下水の水質測定結果

#### ア. 継続監視調査

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [想定値(mg/L)]
今治市	3	19	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素[11~22]

#### イ. 概況調査

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [想定値(mg/L)]
今治市	7	1	0	—

出典：「令和3年版愛媛県環境白書」（令和3年12月 愛媛県）

#### (4) 特定事業場数

本市における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく特定事業場数は表 3.1.2-4 に示すとおりである。

表 3.1.2-4 特定事業場数

(令和3年3月末現在)

法令 区分	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合 計
	排水量 (50m <sup>3</sup> /日以上)	排水量 (50m <sup>3</sup> /日以上)	排水量 (50m <sup>3</sup> /日以上)	排水量 (50m <sup>3</sup> /日以上)		
今治市	33	324	19	0	10	386

注) 排水量は、平均水量である。

水質汚濁防止法第5条第3項に係る特定事業場は除く。

出典：「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

#### (5) 公害苦情件数

本市における過去5年間の水質汚濁に関する公害苦情件数は表 3.1.2-5 に示すとおりである。令和2年度における水質汚濁に関する件数は公害苦情総件数の12%を占めている。

表 3.1.2-5 公害苦情件数 (水質汚濁)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水質汚濁	3	4	3	1	3
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成29年～令和3年版愛媛県環境白書」(平成29～令和3年 愛媛県)

### 3. 土壌及び地盤の状況

#### 3.1. 土壌

##### (1) 土壌図

対象事業実施区域周辺の土壌図は図 3.1.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、山地・丘陵地土壌として褐色森林土壌の竜門山 2 統 (RM<sub>2</sub>) で構成されている。竜門山 2 統 (RM<sub>2</sub>) 土壌は、山腹斜面の大部分と谷筋の一部に分布している。

また、対象事業実施区域周辺の土壌は、台地・低地土壌として黄色土壌の小山田統 (0)・北多久統 (Kit)、細粒灰色低地土壌の宝田統 (Tkr)、灰色低地土壌の清武統 (Kyt) から構成されている。小山田統 (0) 土壌は丘陵地に分布し、花崗岩を母材とする粘質ないし強粘質の土壌である。北多久統 (Kit) 土壌は洪積台地に分布し、強粘質の土壌である。宝田統 (Tkr) 土壌も粘質の土壌である。清武統 (Kyt) 土壌は灰色土壌に属し、壤質（砂が多いか、砂と粘土が半々程度）の土壌である。

##### (2) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺の土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3.1.3-1 に示すとおりである。測定があったいずれの年度、採取場所においても、環境基準を達成している。

表 3.1.3-1 土壌のダイオキシン類

地点	(pg-TEQ/g)					環境基準
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
今治市松木	—	—	—	0.026	—	1,000 以下

注) 「-」は測定がなかったことを示す。また、地点の詳細は公表されていない。  
出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)

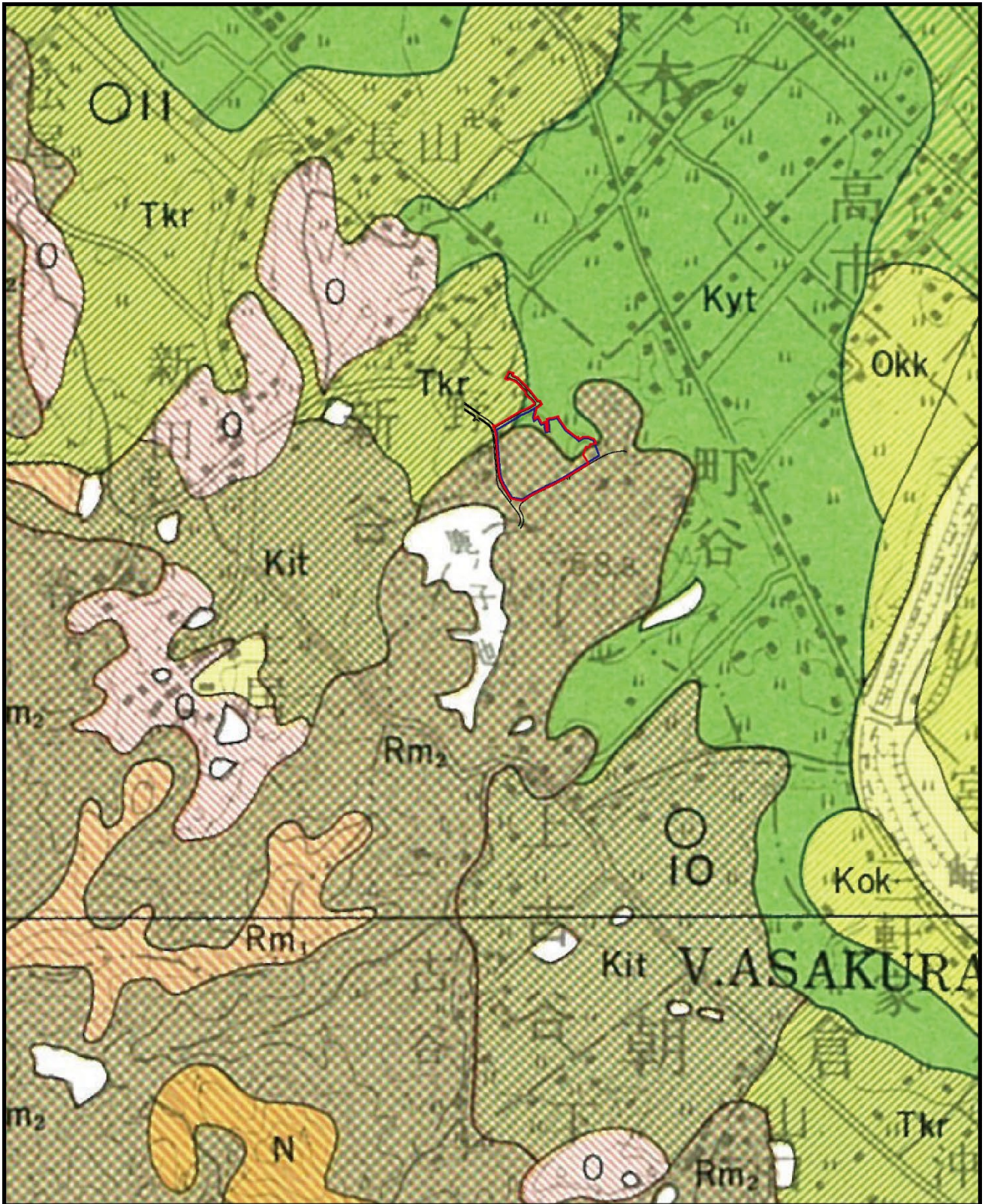
##### (3) 公害苦情件数

本市における過去 5 年間の土壌及び地盤に関する公害苦情件数は表 3.1.3-2 に示すとおりである。令和 2 年度における土壌及び地盤に関する公害苦情はどちらも 0 件であった。

表 3.1.3-2 公害苦情件数 (土壌)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
土壌	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
総件数	25	29	28	26	26

出典：「平成 29 年～令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29～令和 3 年 愛媛県)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都市計画対象事業実施区域

- Rm1: 竜門山 1 統
- Rm2: 竜門山 2 統
- N : 西部統
- O : 小山田統
- Kit: 北多久統
- Tkr: 宝田統
- Kyt: 清武統
- Kok: 国領統
- Okk: 追子野木統

図 3.1.3-1 土壌の状況

1:15,000



0 0.5 1km

出典：土地分類基本調査図（土壌図、愛媛県）



## 4. 地形及び地質の状況

### 4.1. 地形特性

対象事業実施区域周辺の地形分類図は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形は、花崗岩類の小起伏丘陵 (Hs) から構成されている。

また、対象事業実施区域周辺の地形は、第四紀堆積物の砂礫台地 (Gtm、Gtl) 及び低地の扇状地 (F)、谷底平野・氾濫原 (P)、河原 (D) から構成されている。

### 4.2. 地質特性

対象事業実施区域周辺の表層地質図は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地質は、中生代深成岩の花崗閃緑岩 3 (GD<sub>3</sub>: 松山型粗粒相) から構成されている。花崗閃緑岩 3 (GD<sub>3</sub>) の地質は、一般に粗粒・塊状であり、斜長石、石英、黒雲母及びカリ長石を主成分鉱物としている。なお、対象事業実施区域の花崗岩は、図に示した「風化殻の深度」ラインからみて風化帯にあり、風化が進行した軟弱な花崗岩類である。

また、対象事業実施区域周辺の地質は、第四紀堆積物の砂礫 (L<sub>2</sub>: 三角州・氾濫原・新河道堆積物、f: 扇状地堆積物、t<sub>2</sub>: 中位段丘堆積物) から構成されている。L<sub>2</sub> は今治平野に最も広く分布している。f 地質は主に花崗岩源の砂、角礫、亜角礫である。t<sub>2</sub> 地質は主に花崗岩源の砂礫である。

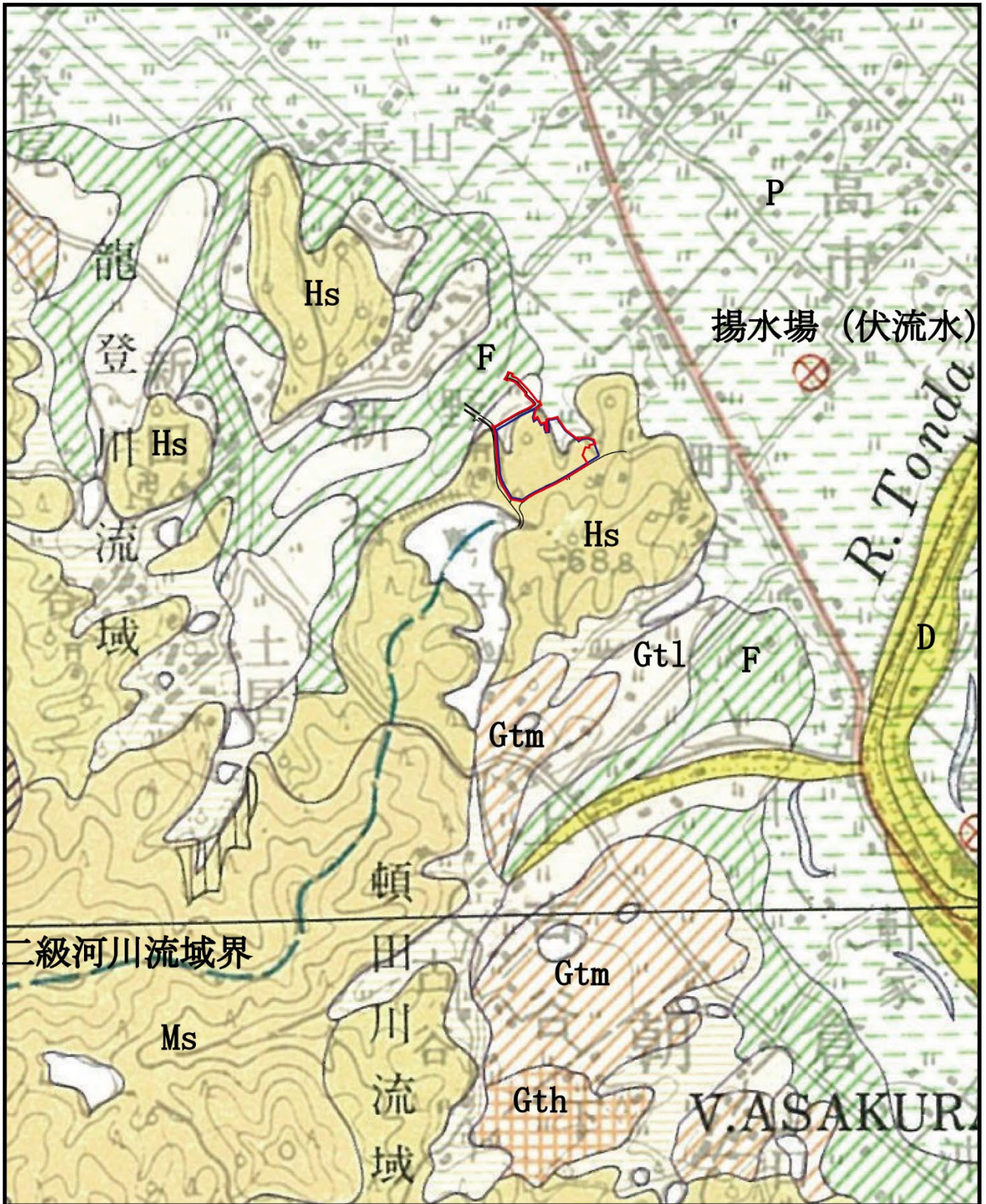


図 3.1.4-1 地形分類図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都市計画対象事業実施区域

- Ms : 小起伏山地
- Hs : 小起伏丘陵
- Gth: 上位砂礫台地
- Gtm: 中位砂礫台地
- Gtl: 下位砂礫台地

- P : 谷底平野・氾濫原
- F : 扇状地
- D : 河原

1:15,000

出典：土地分類基本調査図（地形分類図、愛媛県）



0 0.5 1km

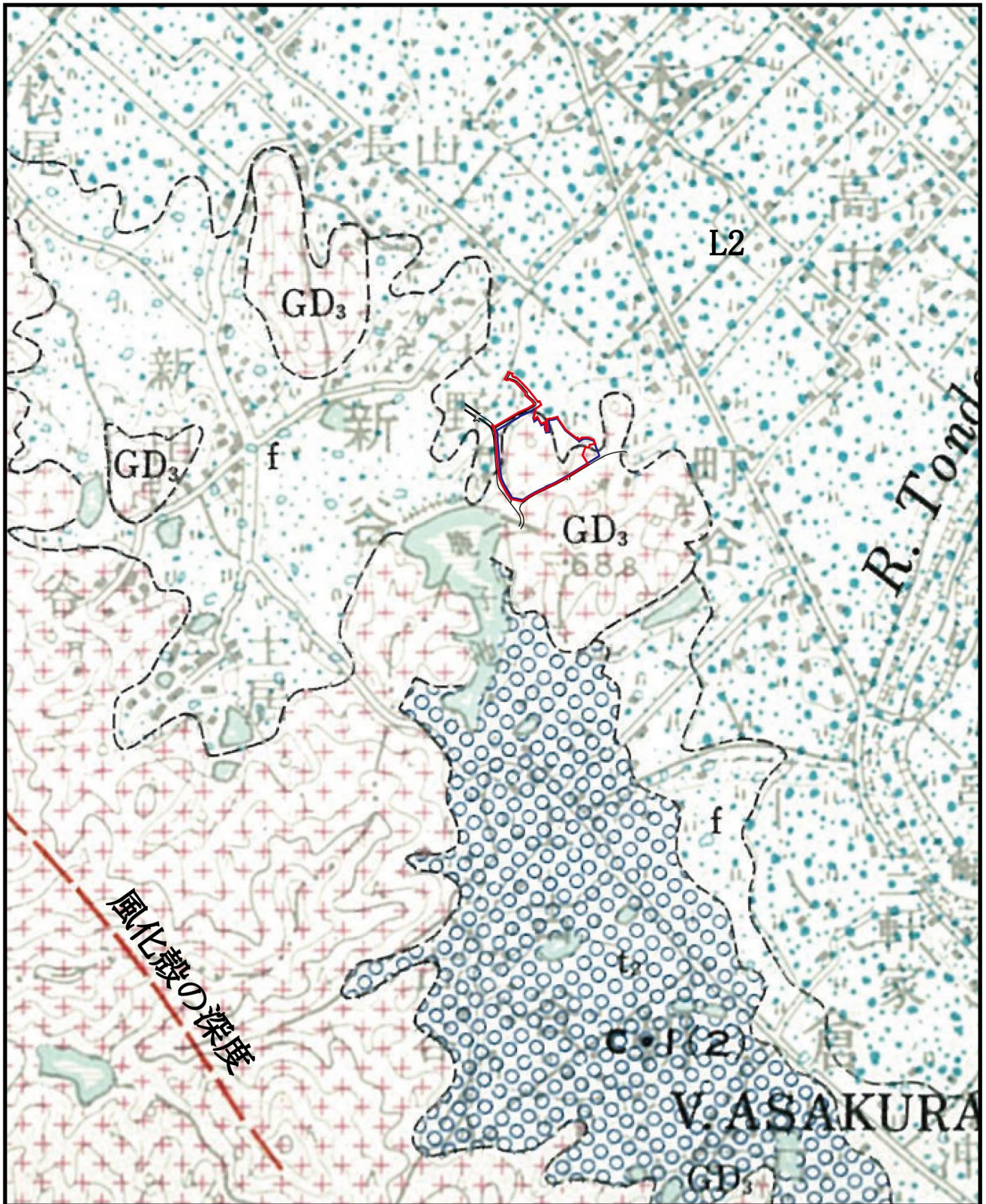


図 3.1.4-2 表層地質図

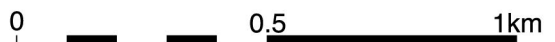
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都市計画対象事業実施区域
- L2 : 三角州、氾濫原、新河道堆積物(礫、砂、泥)
- f : 扇状地堆積物(主に砂礫)
- t<sub>2</sub> : 中位段丘堆積物(主に砂礫)
- GD<sub>3</sub> : 花崗閃緑岩3(松山型粗粒相)

出典：土地分類基本調査図（表層地質図、愛媛県）



**1:15,000**



## 5. 動植物の状況

### 5.1. 植物

#### (1) 植生の概要

対象事業実施区域周辺の現存植生は図 3.1.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、低山地から平地にかけては、コバノミツバツツジーアカマツ群集などの二次林と常緑果樹園が広がり、平地には水田雑草群落が住宅と混在しており、自然植生の割合は低くなっている。

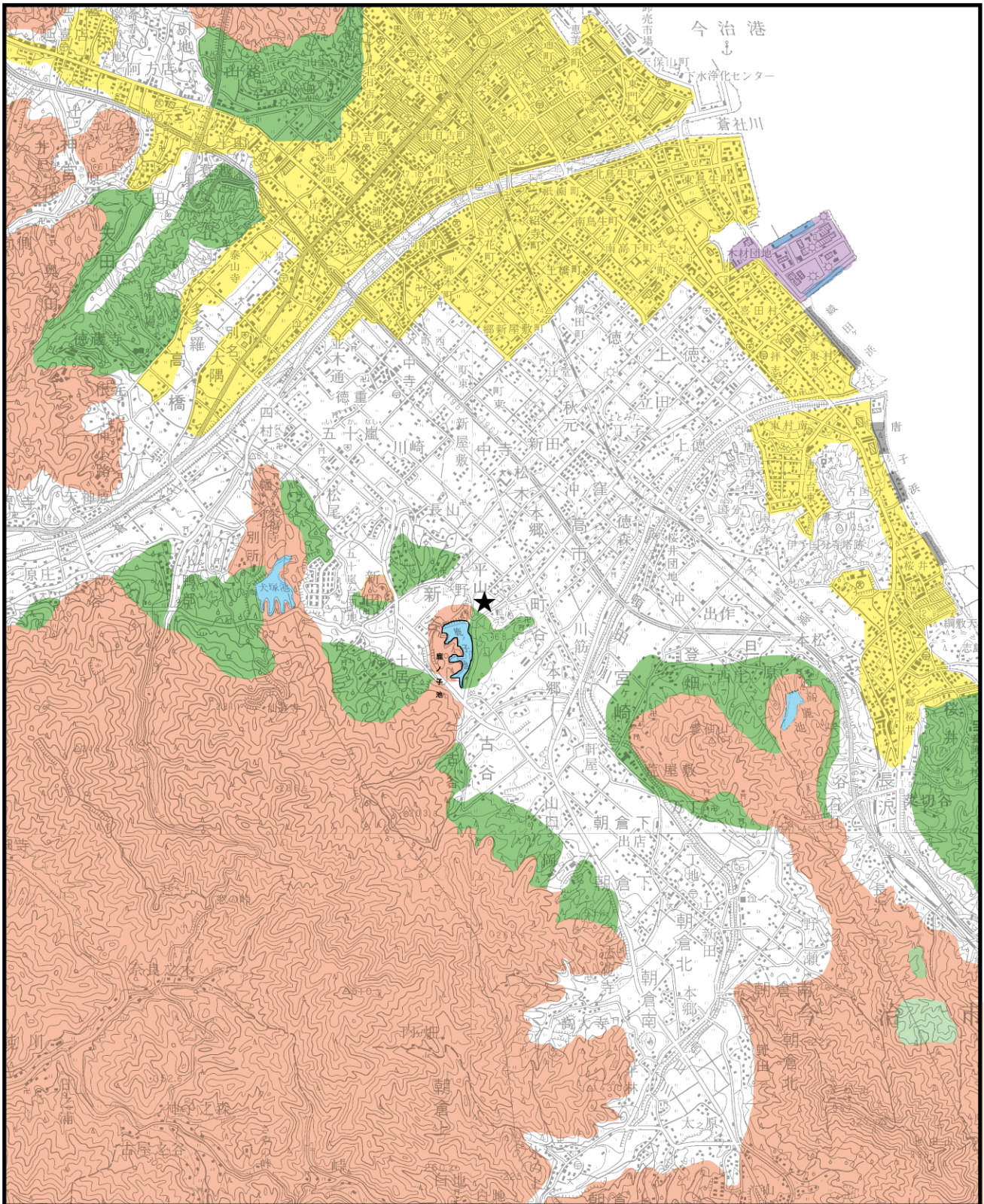


図 3.1.5-1 現存植生図

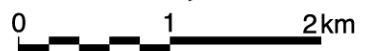
凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- 杉・ヒノキ植林                      ■ 常緑果樹園
- コバノミツハツツジ-              □ 水田雑草群落
- アカツ群集                      ■ 市街地
- カマツ群集                              ■ 工業地帯
- 竹林                                      ■ 開放水域

出典：第2～4回自然環境保全基礎調査（環境庁）



1:50,000



## (2) 重要な植物の概要

本市の旧市町村区分は図 3.1.5-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告されている希少種（植物）は表 3.1.5-1 に示すとおりである。

3つの旧市町村を併せると、担子菌 6 種、コケ植物門 3 種、シダ植物門 6 種、種子植物門 147 種の合計 162 種が、古い記録のあるもしくは確認されている希少種としてあげられている。

また、環境省が実施している自然環境保全基礎調査の巨樹・巨木林調査結果から、対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木林の分布状況は図 3.1.5-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、巨樹・巨木林としてクスノキ、エノキ、ユーカリ等が分布している。

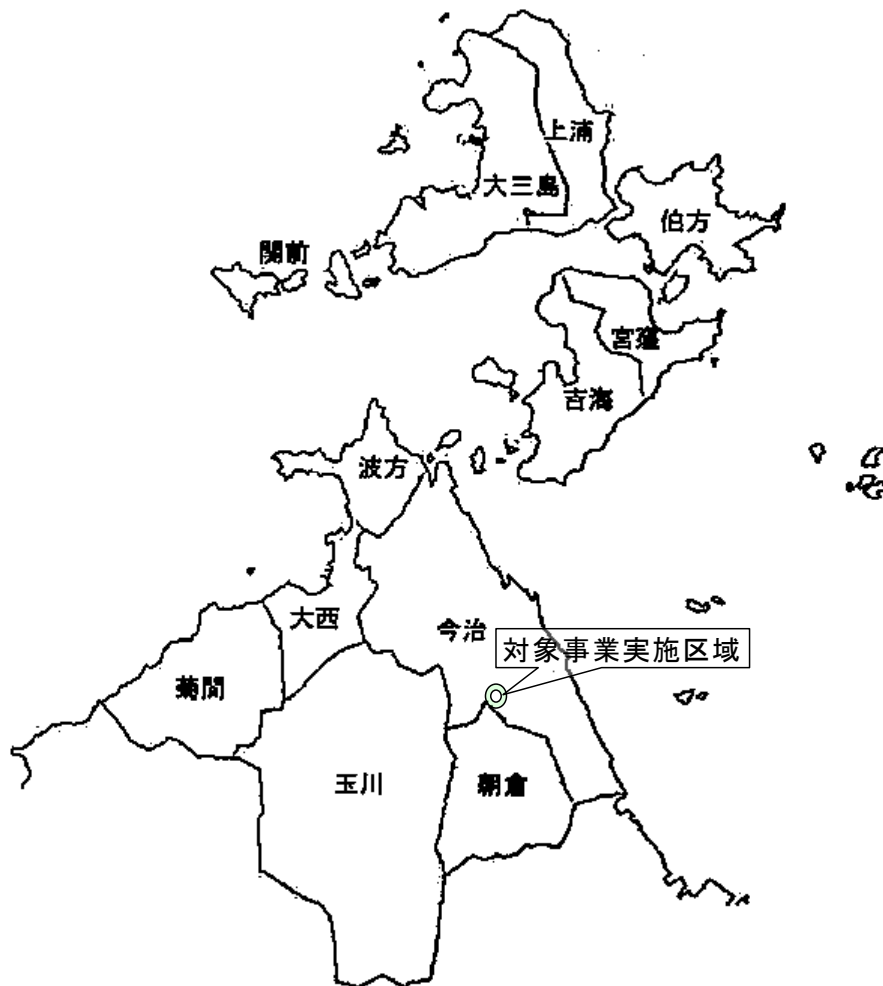


図 3.1.5-2 今治市の旧市町村区分

表 3.1.5-1(1) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	タチスズシロソウ	絶滅
2	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ミズネコノオ	絶滅
3	担子菌門	テングノメシガイ綱	テングノメシガイ科	コゲエノヘラタケ	絶滅危惧Ⅰ類
4	コケ植物門	蘚綱	ミズゴケ科	オオミズゴケ	絶滅危惧Ⅰ類
5	コケ植物門	蘚綱	ウキゴケ科	ウキゴケ	絶滅危惧Ⅰ類
6	コケ植物門	蘚綱	ウキゴケ科	イチョウウキゴケ	絶滅危惧Ⅰ類
7	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	ヤナギヌカボ	絶滅危惧ⅠA類
8	種子植物門	双子葉植物綱	スイレン科	ヒツジグサ	絶滅危惧ⅠA類
9	種子植物門	双子葉植物綱	オトギリソウ科	アゼオトギリ	絶滅危惧ⅠA類
10	種子植物門	双子葉植物綱	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ	絶滅危惧ⅠA類
11	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ヒメシロネ	絶滅危惧ⅠA類
12	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ヒメナミキ	絶滅危惧ⅠA類
13	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	オオヒキヨモギ	絶滅危惧ⅠA類
14	種子植物門	双子葉植物綱	ハマウツボ科	ハマウツボ	絶滅危惧ⅠA類
15	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タカサゴソウ	絶滅危惧ⅠA類
16	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イヌクログワイ	絶滅危惧ⅠA類
17	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イトイヌノハナヒゲ	絶滅危惧ⅠA類
18	シダ植物門	シダ綱	ヒメシダ科	ミドリヒメワラビ	絶滅危惧ⅠB類
19	シダ植物門	シダ綱	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ	絶滅危惧ⅠB類
20	シダ植物門	ヒカゲノカズラ綱	ミズニラ科	オオバシナミズニラ	絶滅危惧ⅠB類
21	種子植物門	双子葉植物綱	カバノキ科	ハンノキ	絶滅危惧ⅠB類
22	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	オオネバリタデ	絶滅危惧ⅠB類
23	種子植物門	双子葉植物綱	キンボウゲ科	トリガダハンショウヅル	絶滅危惧ⅠB類
24	種子植物門	双子葉植物綱	キンボウゲ科	セリバオウレン	絶滅危惧ⅠB類
25	種子植物門	双子葉植物綱	モウセンゴケ科	イシモチソウ	絶滅危惧ⅠB類
26	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	シロイヌナズナ	絶滅危惧ⅠB類
27	種子植物門	双子葉植物綱	ベンケイソウ科	アオベンケイ	絶滅危惧ⅠB類
28	種子植物門	双子葉植物綱	ユキノシタ科	ヤシヤビシヤク	絶滅危惧ⅠB類
29	種子植物門	双子葉植物綱	クロウメドキ科	オオクマヤナギ	絶滅危惧ⅠB類
30	種子植物門	双子葉植物綱	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	絶滅危惧ⅠB類
31	種子植物門	双子葉植物綱	サクラソウ科	シコクカッソソウ	絶滅危惧ⅠB類
32	種子植物門	双子葉植物綱	クマツヅラ科	カリガネソウ	絶滅危惧ⅠB類
33	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ナミキソウ	絶滅危惧ⅠB類
34	種子植物門	双子葉植物綱	ナス科	ヤマホロシ	絶滅危惧ⅠB類
35	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ゴマクサ	絶滅危惧ⅠB類
36	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	ホザキノミミカキグサ	絶滅危惧ⅠB類
37	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	モミジハグマ	絶滅危惧ⅠB類
38	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	カワラハハコ	絶滅危惧ⅠB類
39	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	キセルアザミ	絶滅危惧ⅠB類
40	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	スイラン	絶滅危惧ⅠB類
41	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オグルマ	絶滅危惧ⅠB類
42	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オカオグルマ	絶滅危惧ⅠB類
43	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	スブタ	絶滅危惧ⅠB類
44	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ヤナギスブタ	絶滅危惧ⅠB類
45	種子植物門	単子葉植物綱	ヒルムシロ科	カワツルモ	絶滅危惧ⅠB類
46	種子植物門	単子葉植物綱	ユリ科	ヒメユリ	絶滅危惧ⅠB類
47	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	タチコウガイゼキショウ	絶滅危惧ⅠB類
48	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	ホソイ	絶滅危惧ⅠB類
49	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ヤチカワズスゲ	絶滅危惧ⅠB類
50	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イヌノハナヒゲ	絶滅危惧ⅠB類
51	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ウキヤガラ	絶滅危惧ⅠB類
52	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	カガシラ	絶滅危惧ⅠB類
53	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ミスミイ	愛媛県新記録 (環境省の絶滅危惧ⅠB類)
54	担子菌門	菌じん綱	サルノコシカケ科	ブクリョウ	絶滅危惧Ⅱ類
55	担子菌門	ハラタケ綱	タバコウロコタケ科	キヌハダタケ	絶滅危惧Ⅱ類
56	担子菌門	ハラタケ綱	チャダイコケ科	ハタケチャダイゴケ	絶滅危惧Ⅱ類
57	シダ植物門	シダ綱	ミズワラビ科	ヒメウラジロ	絶滅危惧Ⅱ類
58	シダ植物門	シダ綱	アカウキクサ科	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類
59	種子植物門	双子葉植物綱	イラクサ科	ミヤマミズ	絶滅危惧Ⅱ類
60	種子植物門	双子葉植物綱	ヤドリギ科	マツグミ	絶滅危惧Ⅱ類

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

表 3.1.5-1(2) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
61	種子植物門	双子葉植物綱	ナデシコ科	フシグロセンノウ	絶滅危惧Ⅱ類
62	種子植物門	双子葉植物綱	スイレン科	ジュンサイ	絶滅危惧Ⅱ類
63	種子植物門	双子葉植物綱	スイレン科	コウホネ	絶滅危惧Ⅱ類
64	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	ミズタガラシ	絶滅危惧Ⅱ類
65	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	カワラサイコ	絶滅危惧Ⅱ類
66	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	コバナワレモコウ	絶滅危惧Ⅱ類
67	種子植物門	双子葉植物綱	マメ科	クララ	絶滅危惧Ⅱ類
68	種子植物門	双子葉植物綱	カエデ科	ホソエカエデ	絶滅危惧Ⅱ類
69	種子植物門	双子葉植物綱	クロウメモドキ科	ヨコグラノキ	絶滅危惧Ⅱ類
70	種子植物門	双子葉植物綱	セリ科	ハマゼリ	絶滅危惧Ⅱ類
71	種子植物門	双子葉植物綱	ミツガシワ科	ガガバタ	絶滅危惧Ⅱ類
72	種子植物門	双子葉植物綱	ガガイモ科	スズサイコ	絶滅危惧Ⅱ類
73	種子植物門	双子葉植物綱	クマツツラ科	コムラサキ	絶滅危惧Ⅱ類
74	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	カワミドリ	絶滅危惧Ⅱ類
75	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ジュウニヒトエ	絶滅危惧Ⅱ類
76	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	スズメハコベ	絶滅危惧Ⅱ類
77	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	ミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類
78	種子植物門	双子葉植物綱	スイカズラ科	ヤマヒョウタンボク	絶滅危惧Ⅱ類
79	種子植物門	双子葉植物綱	オミナエシ科	カノコソウ	絶滅危惧Ⅱ類
80	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オケラ	絶滅危惧Ⅱ類
81	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タウコギ	絶滅危惧Ⅱ類
82	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	イズハハコ	絶滅危惧Ⅱ類
83	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ノニガナ	絶滅危惧Ⅱ類
84	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ハマニガナ	絶滅危惧Ⅱ類
85	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ヒメヒゴタイ	絶滅危惧Ⅱ類
86	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	カンサイタンポポ	絶滅危惧Ⅱ類
87	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ツクシタンポポ	絶滅危惧Ⅱ類
88	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ウミヒルモ	絶滅危惧Ⅱ類
89	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ミズオオバコ	絶滅危惧Ⅱ類
90	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	ヒロハトリゲモ	絶滅危惧Ⅱ類
91	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	イトトリゲモ	絶滅危惧Ⅱ類
92	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	オオトリゲモ	絶滅危惧Ⅱ類
93	種子植物門	単子葉植物綱	ユリ科	ヒメニラ	絶滅危惧Ⅱ類
94	種子植物門	単子葉植物綱	ユリ科	ミヤマナルコユリ	絶滅危惧Ⅱ類
95	種子植物門	単子葉植物綱	ユリ科	オニツルボ	絶滅危惧Ⅱ類
96	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅危惧Ⅱ類
97	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	アオコウガイゼキショウ	絶滅危惧Ⅱ類
98	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	イトイヌノヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類
99	種子植物門	単子葉植物綱	イネ科	ウシノシッペイ	絶滅危惧Ⅱ類
100	種子植物門	単子葉植物綱	ミクリ科	ミクリ	絶滅危惧Ⅱ類
101	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	オニスゲ	絶滅危惧Ⅱ類
102	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	アオテンツキ	絶滅危惧Ⅱ類
103	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	オタルスゲ	絶滅危惧Ⅱ類
104	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	コイヌノハナヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類
105	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	コマツカサススキ	絶滅危惧Ⅱ類
106	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ケシンジュガヤ	絶滅危惧Ⅱ類
107	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類
108	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ギンラン	絶滅危惧Ⅱ類
109	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	アケボノシュスラン	絶滅危惧Ⅱ類
110	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ムヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類
111	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヒメフタバラン	絶滅危惧Ⅱ類
112	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ニラバラン	絶滅危惧Ⅱ類
113	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	コバノトンボソウ	絶滅危惧Ⅱ類
114	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヒトツボクロ	絶滅危惧Ⅱ類
115	担子菌門	ハラタケ綱	アンズタケ科	アンズタケ	準絶滅危惧
116	担子菌門	ハラタケ綱	ハラタケ科	キツネノハナガサ	準絶滅危惧
117	シダ植物門	シダ綱	オシダ科	ナチクジャク	準絶滅危惧
118	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	アキノミチヤナギ	準絶滅危惧
119	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	コギシギシ	準絶滅危惧
120	種子植物門	双子葉植物綱	ドクダミ科	ハンゲショウ	準絶滅危惧

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）



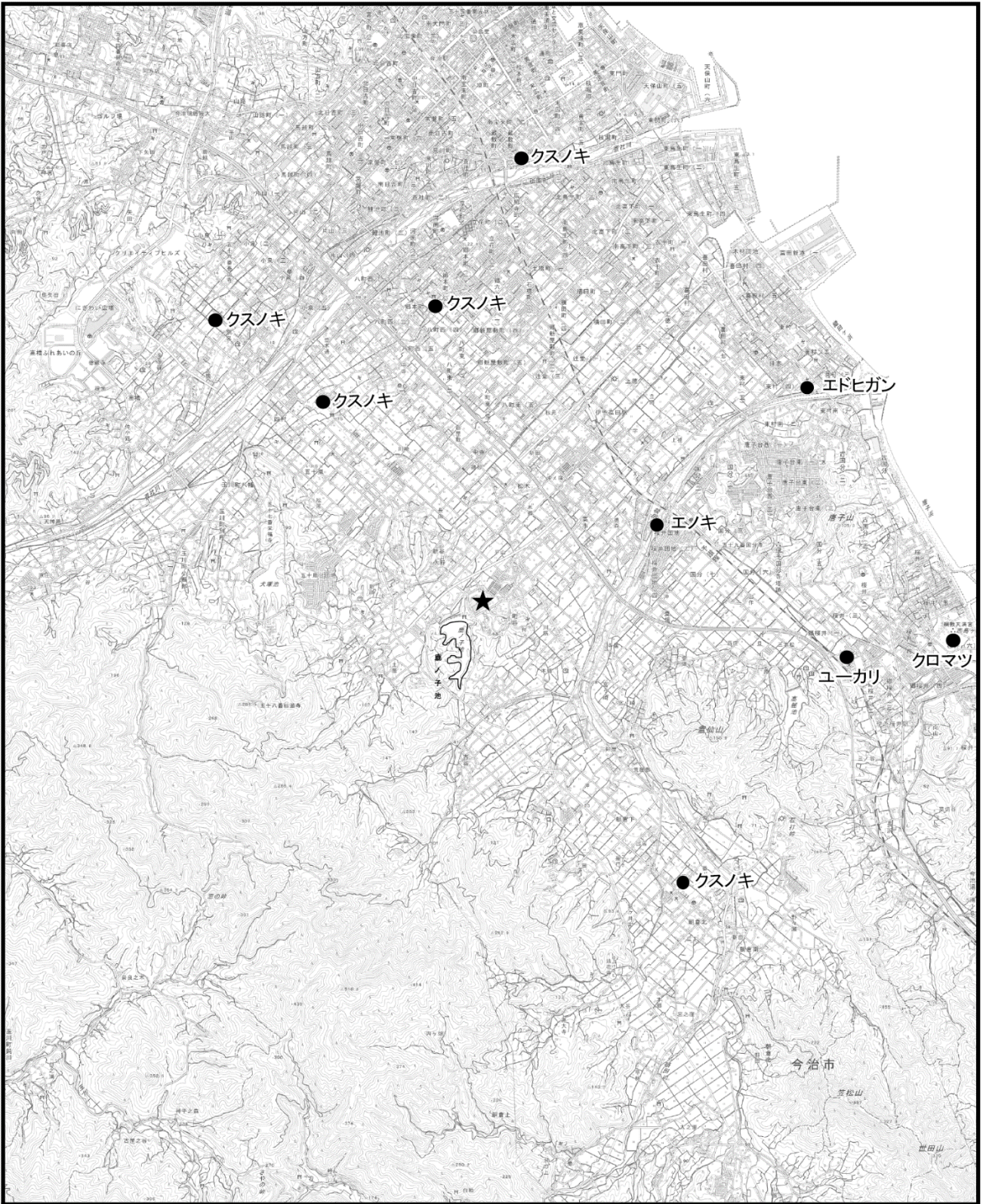
表 3.1.5-1(3) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
121	種子植物門	双子葉植物綱	ケシ科	ヤマブキノソウ	準絶滅危惧
122	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	イヌナズナ	準絶滅危惧
123	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	コイヌガラシ	準絶滅危惧
124	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	シモツケ	準絶滅危惧
125	種子植物門	双子葉植物綱	ツリフネソウ科	ツリフネソウ	準絶滅危惧
126	種子植物門	双子葉植物綱	ミソハギ科	ミズマツバ	準絶滅危惧
127	種子植物門	双子葉植物綱	マチン科	アイナエ	準絶滅危惧
128	種子植物門	双子葉植物綱	アカネ科	オオキヌタソウ	準絶滅危惧
129	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	タニジャコウソウ	準絶滅危惧
130	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	シロネ	準絶滅危惧
131	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	キクモ	準絶滅危惧
132	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ヒナノウスツボ	準絶滅危惧
133	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	イヌノフグリ	準絶滅危惧
134	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	イヌタヌキモ	準絶滅危惧
135	種子植物門	双子葉植物綱	スイカズラ科	ウスバヒョウタンボク	準絶滅危惧
136	種子植物門	双子葉植物綱	オミナエシ科	オミナエシ	準絶滅危惧
137	種子植物門	単子葉植物綱	ヒルムシロ科	フトヒルムシロ	準絶滅危惧
138	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	ホツソモ	準絶滅危惧
139	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	トリゲモ	準絶滅危惧
140	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	オオホシクサ	準絶滅危惧
141	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	ホシクサ	準絶滅危惧
142	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	シロイヌノヒゲ	準絶滅危惧
143	種子植物門	単子葉植物綱	サトイモ科	ナンゴクウラシマソウ	準絶滅危惧
144	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	ヌカボタデ	情報不足
145	種子植物門	双子葉植物綱	オトギリソウ科	トモエソウ	情報不足
146	種子植物門	双子葉植物綱	マメ科	カワラケツメイ	情報不足
147	種子植物門	双子葉植物綱	ベンケイソウ科	メノマンネングサ	情報不足
148	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	テリハキンバイ	情報不足
149	種子植物門	双子葉植物綱	マメ科	イヌハギ	情報不足
150	種子植物門	双子葉植物綱	アリノトウグサ科	フサモ	情報不足
151	種子植物門	双子葉植物綱	ムラサキ科	イヌムラサキ	情報不足
152	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ママコナ	情報不足
153	種子植物門	双子葉植物綱	キキョウ科	サワギキョウ	情報不足
154	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オオユウガギク	情報不足
155	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タムラソウ	情報不足
156	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ヤマボクチ	情報不足
157	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オナモミ	情報不足
158	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	ゴマシオホシクサ	情報不足
159	種子植物門	単子葉植物綱	イネ科	アイアシ	情報不足
160	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ミカワシンジュガヤ	情報不足
161	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ジンバイソウ	情報不足
162	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヤマサギソウ	情報不足

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

カテゴリー区分	区分の定義
絶滅	愛媛県では既に絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

出典：「愛媛県レッドデータブック」（愛媛県）

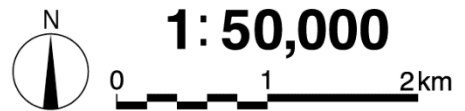


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 巨樹・巨木

図 3.1.5-3 巨樹・巨木の分布状況

出典：第2～4回自然環境保全基礎調査（環境庁）



## 5.2. 動物

### (1) 哺乳類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種（哺乳類）は表 3.1.5-2 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、ニホンリス 1 種について古い記録がある。

表 3.1.5-2 対象事業実施区域周辺の希少動物（哺乳類）

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	哺乳綱	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	情報不足

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

### (2) 鳥類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種（鳥類）は表 3.1.5-3 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、オオタカとタマシギの 2 種が確認されている。

表 3.1.5-3 対象事業実施区域周辺の希少動物（鳥類）

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	鳥綱	タカ目	タカ科	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類
2	脊椎動物門	鳥綱	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	準絶滅危惧

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

### (3) は虫類・両生類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種（は虫類・両生類）は表 3.1.5-4 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、カスミサンショウウオ、トノサマガエル、オオダイガハラサンショウウオの 3 種が確認されている。

表 3.1.5-4 対象事業実施区域周辺の希少動物（は虫類・両生類）

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	両生綱	サンショウウオ目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅰ類
2	脊椎動物門	両生綱	カエル目	トノサマガエル科	トノサマガエル	絶滅危惧Ⅱ類
3	脊椎動物門	両生綱	サンショウウオ目	サンショウウオ科	オオダイガハラサンショウウオ	準絶滅危惧

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

#### (4) 昆虫類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種（昆虫類）は表 3.1.5-5 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、セスジイトトンボ、アオヤンマ、マルタンヤンマ、キトンボ等 14 種が確認されている。

表 3.1.5-5 対象事業実施区域周辺の希少動物（昆虫類）

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	イトトンボ科	セスジイトトンボ	絶滅危惧Ⅰ類
2	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	ヤンマ科	アオヤンマ	絶滅危惧Ⅰ類
3	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	ヤンマ科	マルタンヤンマ	絶滅危惧Ⅰ類
4	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	トンボ科	キトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
5	節足動物門	昆虫綱	カワゲラ目（セキ翅目）	カワゲラ科	モンカワゲラ	絶滅危惧Ⅱ類
6	節足動物門	昆虫綱	バッタ目	バッタ科	ヤマトバッタ	絶滅危惧Ⅱ類
7	節足動物門	昆虫綱	チョウ目（鱗翅目）	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	絶滅危惧Ⅱ類
8	節足動物門	昆虫綱	コウチュウ目（鞘翅目）	オサムシ科	ボッチャンオサムシ	絶滅危惧Ⅱ類
9	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	サナエトンボ科	フタスジサナエ	準絶滅危惧
10	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	トンボ科	オオキトンボ	準絶滅危惧
11	節足動物門	昆虫綱	コウチュウ目（鞘翅目）	カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	準絶滅危惧
12	節足動物門	昆虫綱	コウチュウ目（鞘翅目）	カミキリムシ科	ヨコヤマヒゲナガカミキリ	準絶滅危惧
13	節足動物門	昆虫綱	コウチュウ目（鞘翅目）	カミキリムシ科	イッシキキモンカミキリ	準絶滅危惧
14	節足動物門	昆虫綱	カメムシ目（半翅目）	セミ科	アカエゾゼミ	準絶滅危惧

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

#### (5) 淡水魚類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種（淡水魚類）は表 3.1.5-6 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

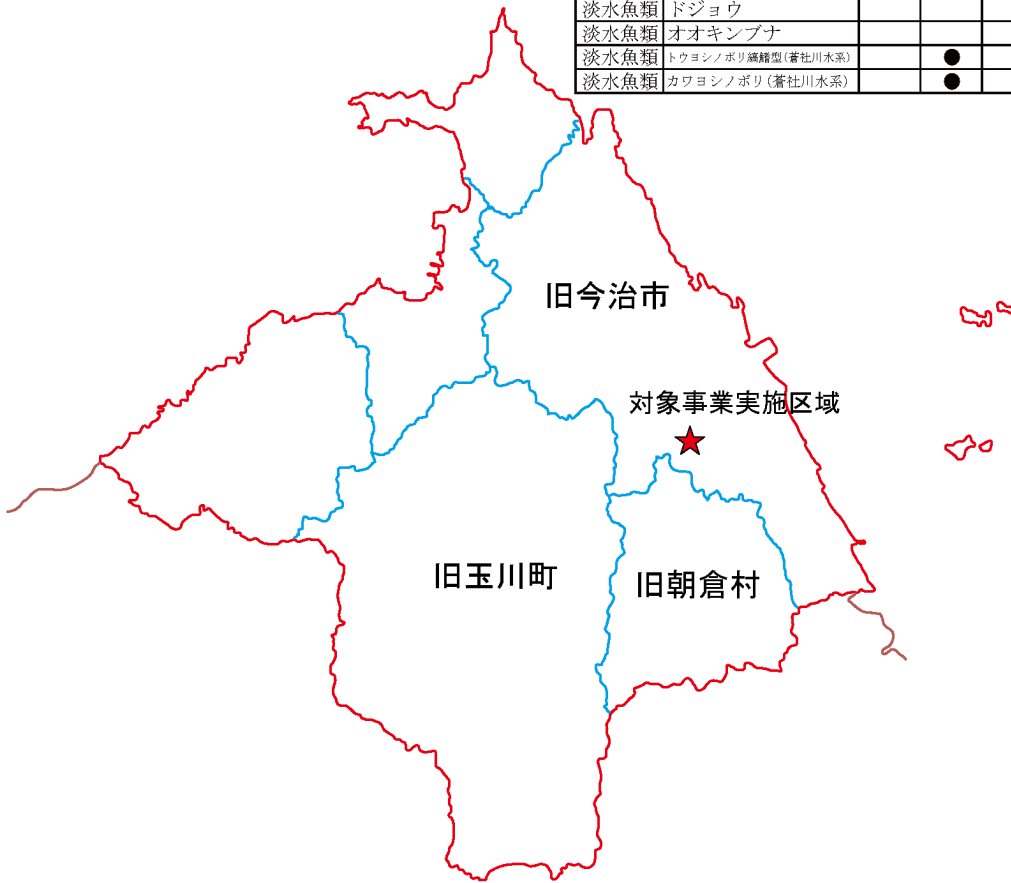
対象事業実施区域周辺では、メダカ、シロウオ、ドジョウ等 6 種が確認されている。

表 3.1.5-6 対象事業実施区域周辺の希少動物（淡水魚類）

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	硬骨魚綱	ダツ目	メダカ科	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類
2	脊椎動物門	硬骨魚綱	スズキ目	ハゼ科	シロウオ	絶滅危惧Ⅱ類
3	脊椎動物門	硬骨魚綱	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ	準絶滅危惧
4	脊椎動物門	硬骨魚綱	コイ目	コイ科	オオキンブナ	情報不足
5	脊椎動物門	硬骨魚綱	スズキ目	ハゼ科	トウヨシノボリ縞鱒型 （蒼社川水系）	情報不足
6	脊椎動物門	硬骨魚綱	スズキ目	ハゼ科	カウヨシノボリ （蒼社川）	情報不足

出典：「今治市環境基本計画」（平成 21 年 3 月、今治市）

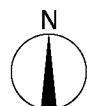
分類群	種名	旧今治市	旧玉川町	旧朝倉村	県内各地	愛媛県RDB カテゴリー
哺乳類	ニホンリス		●			情報不足
鳥類	オオタカ	●				絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	タマシギ				●	準絶滅危惧
両生類	カスミサンショウウオ	●				絶滅危惧Ⅰ類
両生類	トノサマガエル				●	絶滅危惧Ⅱ類
両生類	オオダイガハラサンショウウオ				●	準絶滅危惧
昆虫類	セスジイトトンボ	●				絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類	アオヤンマ	●				絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類	マルタンヤンマ	●	●			絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類	キトンボ	●				絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	モンカワゲラ		●			絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ツマグロキチョウ		●			絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ヤマトバッタ	●				絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ボッチャンオサムシ		●			絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	オオキトンボ	●				準絶滅危惧
昆虫類	フタスジサナエ			●		準絶滅危惧
昆虫類	ヨツボシカミキリ		●			準絶滅危惧
昆虫類	ヨロヤマヒゲナガカミキリ		●			準絶滅危惧
昆虫類	イッシキキモンカミキリ		●			準絶滅危惧
昆虫類	アカエゾゼミ				●	準絶滅危惧
淡水魚類	メダカ				●	絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	シロウオ				●	絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	ドジョウ				●	準絶滅危惧
淡水魚類	オオキンブナ				●	情報不足
淡水魚類	トウヨシノボリ(縞鱒型(蒼社川水系))		●			地域個体群
淡水魚類	カワヨシノボリ(蒼社川水系)		●			地域個体群



凡 例

★ : 対象事業実施区域

図 3.1.5-4 希少動物の分布状況



1:150,000

0 5 10km

## 6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

### 6.1. 景観

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から日本有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢を有しており、瀬戸内海の風光明媚な景観となっている。

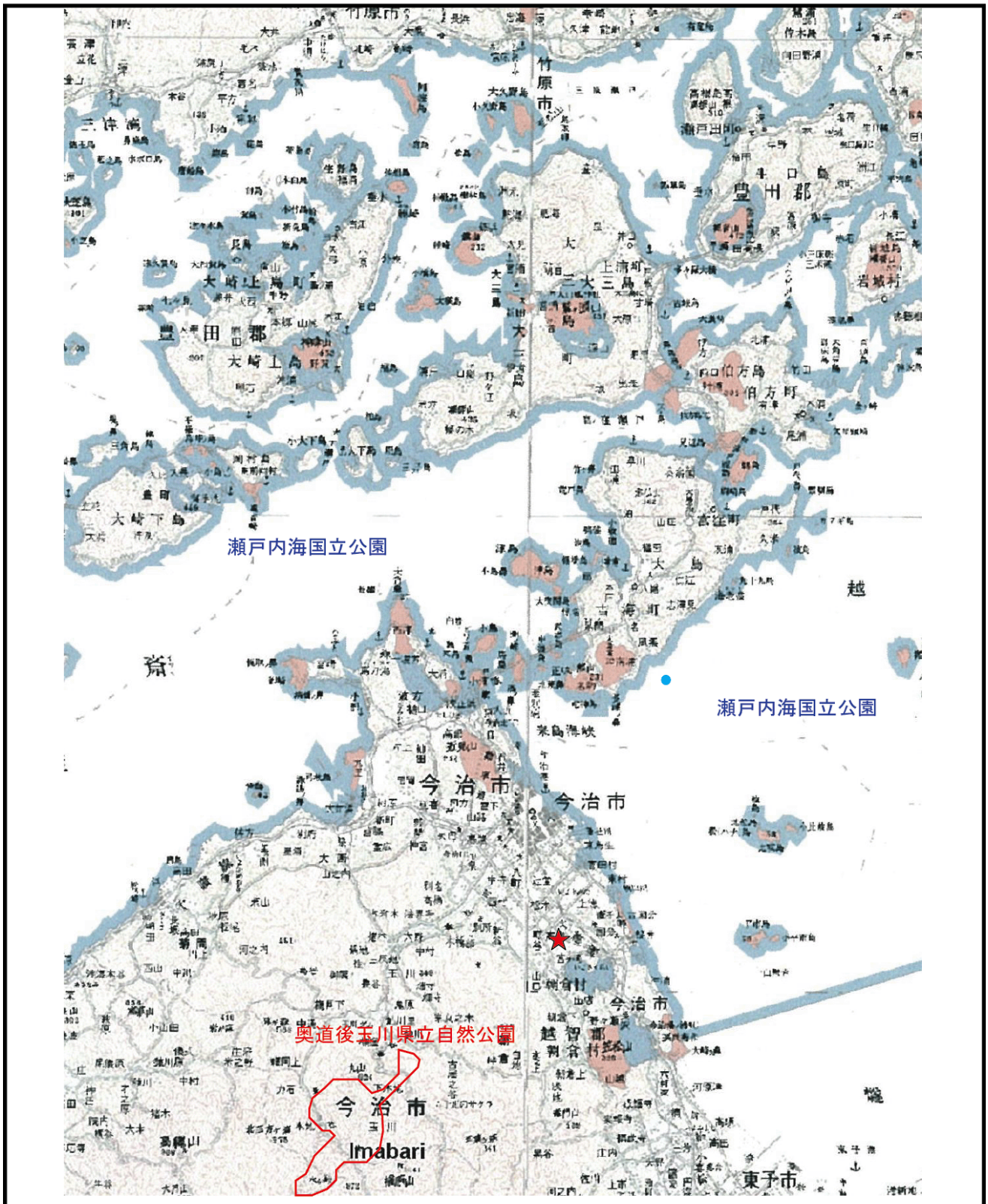
### 6.2. 自然公園、保全地区等

本市には、瀬戸内海沿岸・島嶼部から標高1,000m以上の山地まで多様な自然環境があり、自然公園法、愛媛県県立自然公園条例により、国立公園が1地域、県立自然公園が1地域指定されている。また、愛媛県自然海浜保全条例において、砂浜や岩礁等が維持されている海浜や、海水浴・潮干狩等のために将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜が、自然海浜保全地区として5地区指定されている。指定状況は表3.1.6-1に、本市の国立公園、県立自然公園は図3.1.6-1に、本市の自然海浜保全地区は図3.1.6-2に示すとおりである。

表 3.1.6-1 自然環境関連の地域指定状況

指定区分	名称	特色
国立公園	瀬戸内海国立公園	来島海峡を主要景観とする芸予諸島の一部と忽那七島を擁した多島美と展望のよい内陸部の景勝地。
県立自然公園	奥道後玉川県立自然公園	奥道後および鈍川にゆう出する鉱泉群と石手、蒼社両渓谷の変化に富んだ渓谷美と高縄山をはじめ区域内諸峰よりの展望。
自然海浜保全地区	盛五反田海岸 (上浦町盛)	海岸は、ほとんど護岸に接する半自然海岸である。海水はよく澄み、海浜はなだらかな傾斜をもっており、砂質もよい。海水浴、潮干狩、釣り場として利用されている。
	戸板海岸 (上浦町井口)	海岸延長約430m。沖出し幅約40m。 海岸は全て護岸に接している半自然海岸である。海浜は、白くて細かい良質の砂で形成され海水もよく澄み波静かである。小・中学校の指定海水浴場となっている。
	出走海岸 (上浦町瀬戸)	海岸延長約720m。沖出し幅約40m。 海岸は、ゆるやかな孤状で、すべて護岸に接している半自然海岸である。海浜は、白くて細かい良質の砂で形成され、海水もよく澄み波も静かである。瀬戸内海の美しい島々を目の前にした快適な海水浴場である。
	宗方海岸 (大三島町宗方)	海岸延長約380m。沖出し幅約30m。 海岸は全て護岸に接する半自然海岸である。海浜はなだらかな傾斜で良質の砂で形成されている。海水はよく澄み波静かで、海水浴場、釣り場として利用されている。
	肥海篠浜潮干狩場 (大三島町肥海)	海岸延長約750m。沖出し幅約70m。 海岸は大部分が護岸に接する半自然海岸である。海浜は良質の砂で形成され、海水浴場、潮干狩場、釣り場として利用者も多い。

出典：「第二次環境基本計画」（2019年3月 今治市）



凡 例

★ : 対象事業実施区域

瀬戸内海国立公園

	<b>特別地域</b> Special Zones
	<b>普通地域</b> Ordinary Zones

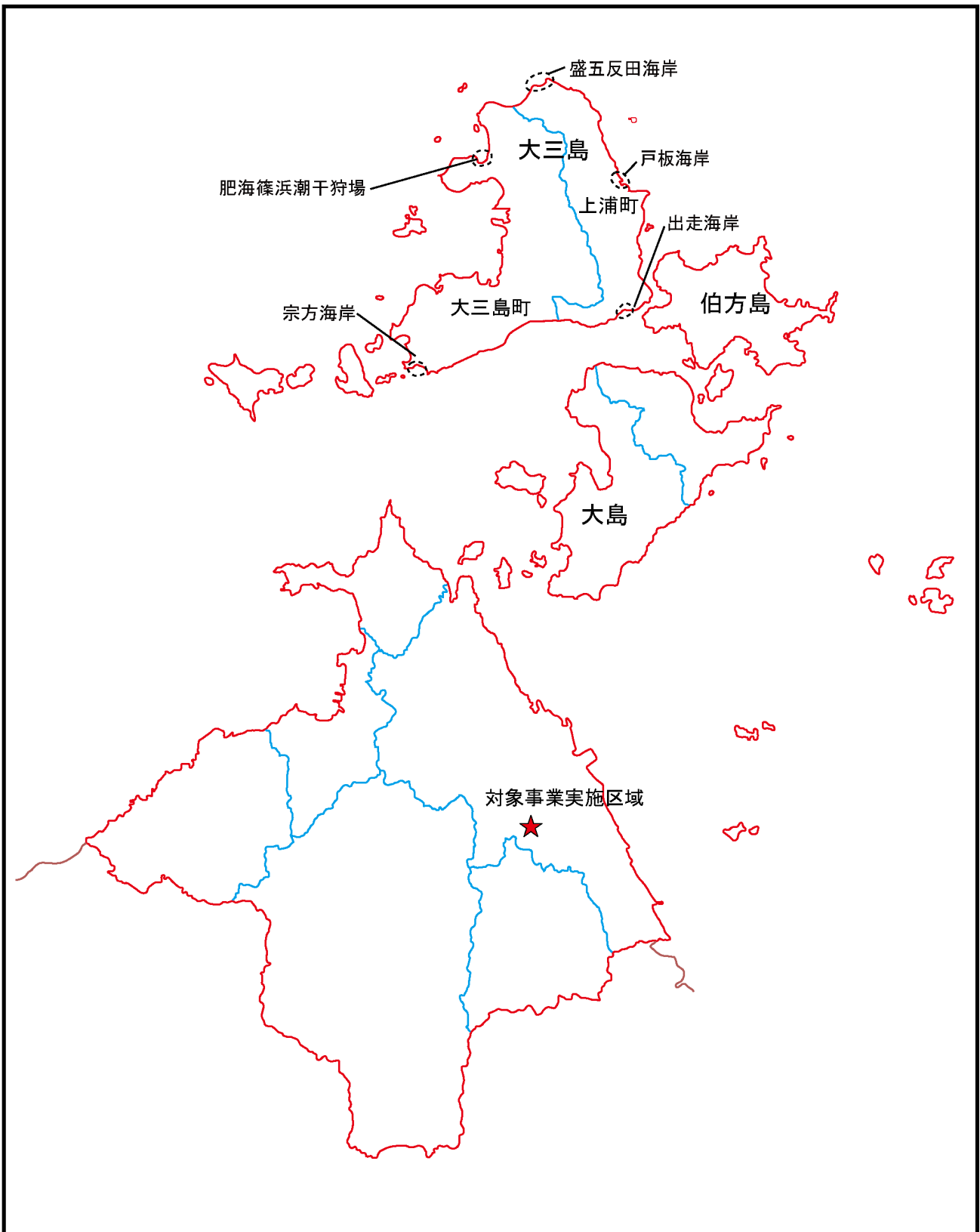
図 3.1.6-1 国立公園、県立自然公園の状況



1:250,000

0 5 10km

出典：環境省自然環境局、愛媛県県民環境部環境局調べ

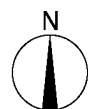


凡 例

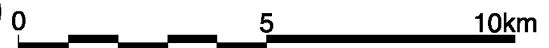
- ★ : 対象事業実施区域
- : 自然海浜保全地区

図 3.1.6-2 自然海浜保全地区の状況

出典：「自然海浜保全地区」（愛媛県）



1:150,000





### 6.3. 自然との触れ合い活動の状況

本市には、瀬戸内海沿岸や島嶼部から山地に至るまで、自然と触れ合い、自然体験ができる施設や公園等が多くある。本市の自然との触れ合い活動施設は表 3.1.6-2、図 3.1.6-3 に示すとおりである。

表 3.1.6-2(1) 今治市の自然との触れ合い活動施設

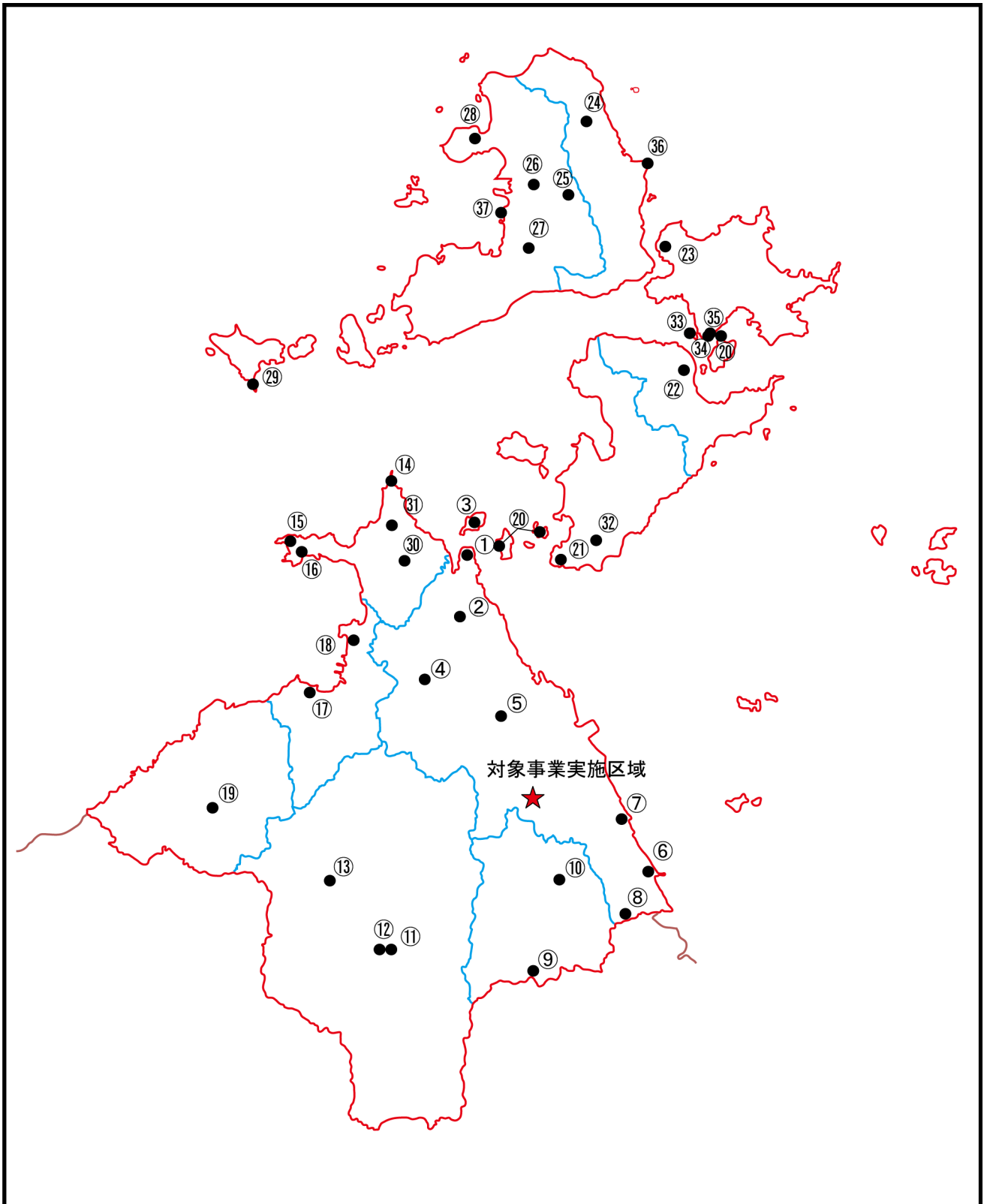
No.	名称	場所	概要
1	来島海峡展望館	小浦町	来島海峡大橋の人工美と、来島海峡の箱庭のような多島海景の自然美が織り成す絶景が一望できる。
2	近見山展望台	近見町、石井町	瀬戸内海国立公園に指定されており、芸予諸島、来島海峡、遠くには石鎚連峰を望むことができる。
3	風の顔らんど小島	小島	子供のための自然体験施設。キャンプ場の他、自然観察や農業・漁業体験などのプログラムもある。
4	のまうまハイランド	野間	日本最小の在来馬である野間馬や小動物と一緒に遊んだり、終日家族連れで楽しめるファミリーパーク。
5	市民の森 フラワーパーク	山路	四季を通じて花を楽しむことが出来る。湿地植物園、自然林、遊歩道などが整備されている。
6	桜井海浜 ふれあい広場	桜井	「日本の渚百選」の桜井海岸と一体となった広場。海水浴やキャンプなどに活用可能。
7	志島ヶ原	桜井	11ha の広大な松原。アカマツ、クロマツの老樹 2,500 本、梅林、衣干岩などがある国指定名勝。
8	世田山遊歩道	孫兵衛作	東予市の世田薬師から世田山山頂を経て笠松山へ抜ける遊歩道が整備されている。
9	朝倉ダム湖畔 緑水公園	朝倉上	朝倉ダム周辺の豊かな水と緑に恵まれた公園で、自由に憩える豊かな水辺空間がある。
10	緑のふるさと公園	朝倉下	全国の県木を日本列島の形に植栽していて、行楽・スポーツが楽しめる多目的公園。
11	鈍川溪谷	玉川町鈍川	溪流の美しさは神秘的で、夏の涼や秋の紅葉など、自然の美しさを堪能できるスポット。
12	ふれあいの森 「森林館」	玉川町鈍川	小鳥のさえずり、溪谷の流れを楽しみながら森林に親しめる休憩所。
13	玉川ダム (ダム湖)	玉川町竜岡下	春は桜、秋には鮮やかな紅葉が湖面に美しく映える。付近に公園やキャンプ場もあり、自然を満喫できる。
14	大角海浜公園	波方町波方	自然と人工美の調和が保たれた公園。園内にはモニュメントや展望台、キャンプ場などがある。
15	七五三ヶ浦海岸	波方町宮崎	自然の庭園と呼ぶにふさわしい風景が広がり、夏には海水浴やキャンプを楽しむことができる。
16	山桃のこみち	波方町宮崎	樹齢数百年を経た山桃が 300m に渡ってアーチ型に群生している御崎神社の参道。
17	星の浦海浜公園	大西町星の浦	美しい砂浜が続く遠浅の海岸は、海水浴やマリンスポーツが楽しめる。
18	鴨池海岸	大西町九王	延長 800m の白砂の海岸。海水浴やキャンプ等で賑わう。高台には展望台もある。
19	歌仙公園	菊間町松尾	歌仙の滝と霧合の滝の二つの滝がある。遊歩道が整備され、春は桜が、秋は紅葉が楽しめる。
20	潮流体験、来島海峡 潮流体験、急潮体験	宮窪町、大浜、 吉海町	宮窪瀬戸や来島海峡の潮流を、観潮船に乗って体験することができる。

出典：「第二次環境基本計画」（2019年3月 今治市）

表 3.1.6-2(2) 今治市の自然との触れ合い活動施設

No.	名称	場所	概要
21	大島自然研究路	吉海町 正味～名駒	海岸線に延びるハイキングコース。四季折々の草木が彩りを添え、自然を満喫できる。
22	カレイ山展望公園	宮窪町カレイ山	展望台から能島城跡、船折瀬戸の急流が見下ろせる。また、キャンプ場、遊歩道等も楽しめる。
23	開山	伯方町伊方	春には桜などの花々が咲き乱れ、秋には紅葉が色づき絶好のハイキングのコースとなる。
24	小みかん	上浦町井口	みかんの原種「小みかん」の古木で、樹齢500年。今なお樹勢旺盛で、毎年天皇陛下に献上している。
25	鷲ヶ頭山自然研究路	大三島町宮浦	瀬戸内海の多島美を展望しながら巨岩奇岩を縫い、尾根づたいに鷲ヶ頭山頂に通じている。
26	安神山 わくわくパーク	大三島町宮浦	自然ふれあい型の公園で、噴水や遊具、多目的広場がある。家族連れで楽しめる公園。
27	台ダム公園	大三島町宮浦	島の水不足を解消するために建設されたダムで、周囲には公園があり、お花見、紅葉狩りが楽しめる。
28	大三島少年自然の家	大三島町肥海	小中学校の野外体験活動に加えて、週末やお盆、11月～3月には一般利用もできる体験学習の拠点。
29	観音崎	関前観音崎	クロマツの老木や石灰岩が露出する奇勝が堪能できる。ハイキングができる遊歩道や休憩所がある。
30	海山城展望公園	波方町樋口	園内には城型の展望台があり、360度の大パノラマを堪能できる。
31	塔ノ峰公園	波方町西浦	桜の名所として知られる公園。桜の他にもツツジなどの花が見られる。
32	亀老山展望公園	吉海町南浦	展望台からは来島海峡大橋、晴天時には西日本最高峰「石鎚山」を眺望できる。
33	見近島架橋公園	宮窪町宮窪	伯方大島大橋の橋脚部にあり、キャンプができる公園。
34	鶏小島キャンプ場	伯方町有津	白灯台がある鶏小島を望むことができるキャンプ場。
35	船折瀬戸キャンプ場	伯方町有津	船も折れるほどの潮流が流れる瀬戸内の風景を楽しむことができるキャンプ場。
36	多々羅キャンプ場	上浦町井口	多々羅大橋のたもとにあるキャンプ場。コテージ等を整備している。
37	台海水浴場・ キャンプ場	大三島町町台	7～8月に利用できる海水浴場。キャンプ場や温水シャワーなどを整備している。

出典：「第二次環境基本計画」（2019年3月 今治市）



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 触れ合い活動施設

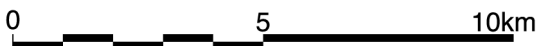
図 3.1.6-3 自然との触れ合い活動施設の状況

図中の番号は表 3.1.6-2 に対応する。

出典：「第二次環境基本計画」（2019年3月 今治市）



1:150,000



## 7. 文化財の状況

### (1) 指定文化財の状況

本市は瀬戸内海沿岸・島嶼部を中心に多様な自然景観に恵まれ、自然環境に関連する名勝及び天然記念物が多い。

対象事業実施区域周辺の指定文化財は表 3. 1. 7-1、図 3. 1. 7-1 に示すとおりである。

表 3. 1. 7-1 対象事業実施区域周辺の指定文化財

	区分	番号	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	史跡	1	伊予国分寺塔跡	桜井国分	大正10年3月3日
	名勝	2	志島ヶ原	桜井	昭和16年2月21日
県指定文化財	史跡	3	今治城趾	今治城	昭和28年10月9日
		4	今治藩主の墓	古国分	昭和34年3月31日
		5	伊予国分尼寺塔跡	郷桜井	昭和31年11月3日
		6	多伎神社古墳群	朝倉古谷	昭和34年12月25日
	天然記念物	7	大クスノキ	別名(玉澄廟内)	昭和34年3月31日
		8	とうつばき	新谷	昭和52年4月15日
市指定文化財	史跡	9	牛神古墳	古谷	平成13年3月6日
		10	樹之本古墳	朝倉	昭和48年10月15日
		11	本堂寺廃寺跡	朝倉南他	平成13年3月6日
		12	津倉の古墳	玉川町小鴨部	昭和45年3月20日
		13	丸山城跡	玉川町法界寺	昭和45年3月20日
	史跡・天然記念物	14	大楠と肩切り地蔵	朝倉下他	昭和56年6月30日
	名勝	15	八幡山・犬塚池・作礼山	玉川八幡、別所	昭和39年3月1日
	天然記念物	16	トウツバキ	国分寺	昭和45年3月30日
		17	ユーカリ樹	桜井小学校	昭和45年3月30日
		18	チクリンジザクラ (四季桜)	竹林寺	平成13年3月6日
		19	マンガンジザクラ (志ぐれ桜)	満願寺	平成13年3月6日
		20	クスノキ	一ノ宮神社	昭和52年11月2日
		21	ネズミサシ	朝倉下	平成13年3月6日
		22	クロガネモチ	玉川町法界寺	昭和45年3月20日

出典：「今治地域の文化財」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）

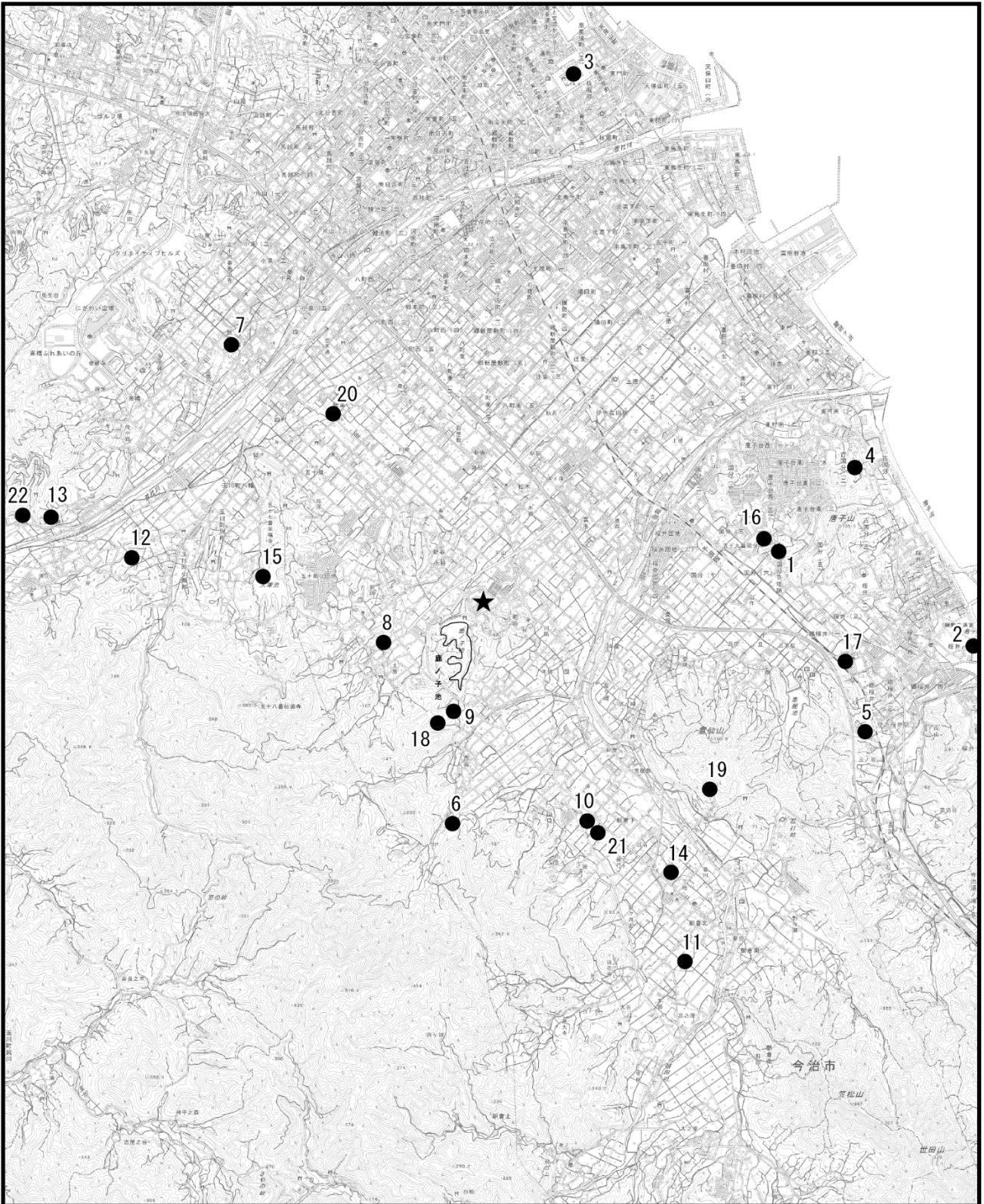
「朝倉地域の文化財」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）

「玉川地域の文化財」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）

### (2) 埋蔵文化財の状況

既存資料調査の結果、対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財の分布は知られていない。また、対象事業実施区域内において、本市教育委員会による踏査を実施し、実施可能な範囲の試掘を行った結果（平成24年2月9日、同年5月9日に、合計9ヶ所のトレンチを掘削）、埋蔵文化財の分布は確認されなかった。

埋蔵文化財の試掘位置は、図 3. 1. 7-2 に示すとおりである。

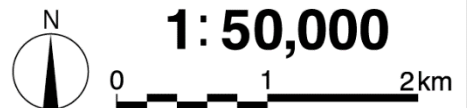


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 文化財

図 3.1.7-1 指定文化財の状況

図中の番号は表 3.1.7-1 に対応する。



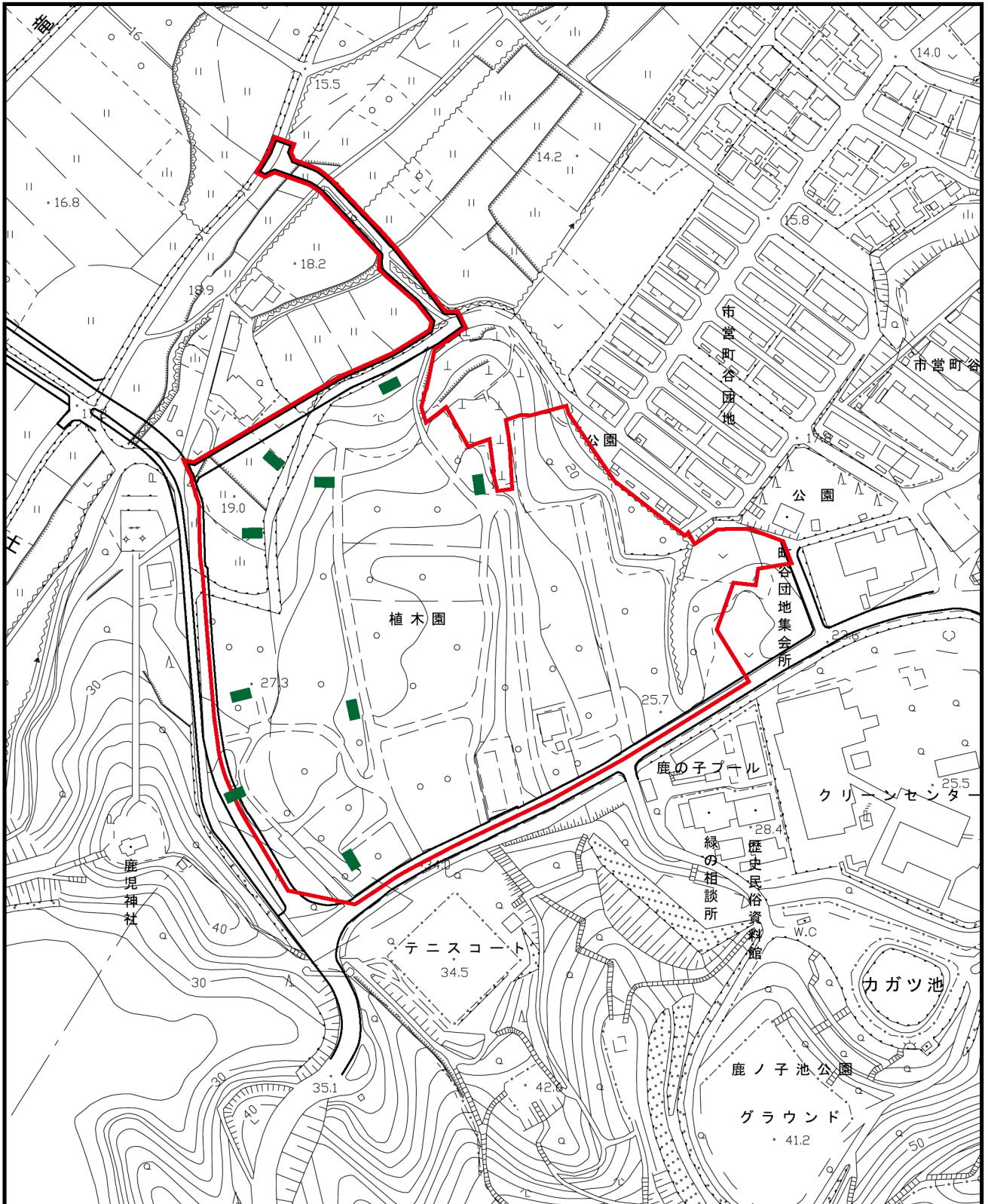


図 3.1.7-2 埋蔵文化財試掘位置

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都市計画対象事業実施区域
- : トレンチ（試堀）箇所



1:2,500

0 50 100m

## 第2節 社会的状況

### 1. 地域の概況

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や、七世紀に伊予の国府が置かれていたことが示すように、古くから政治・文化の中心であった。

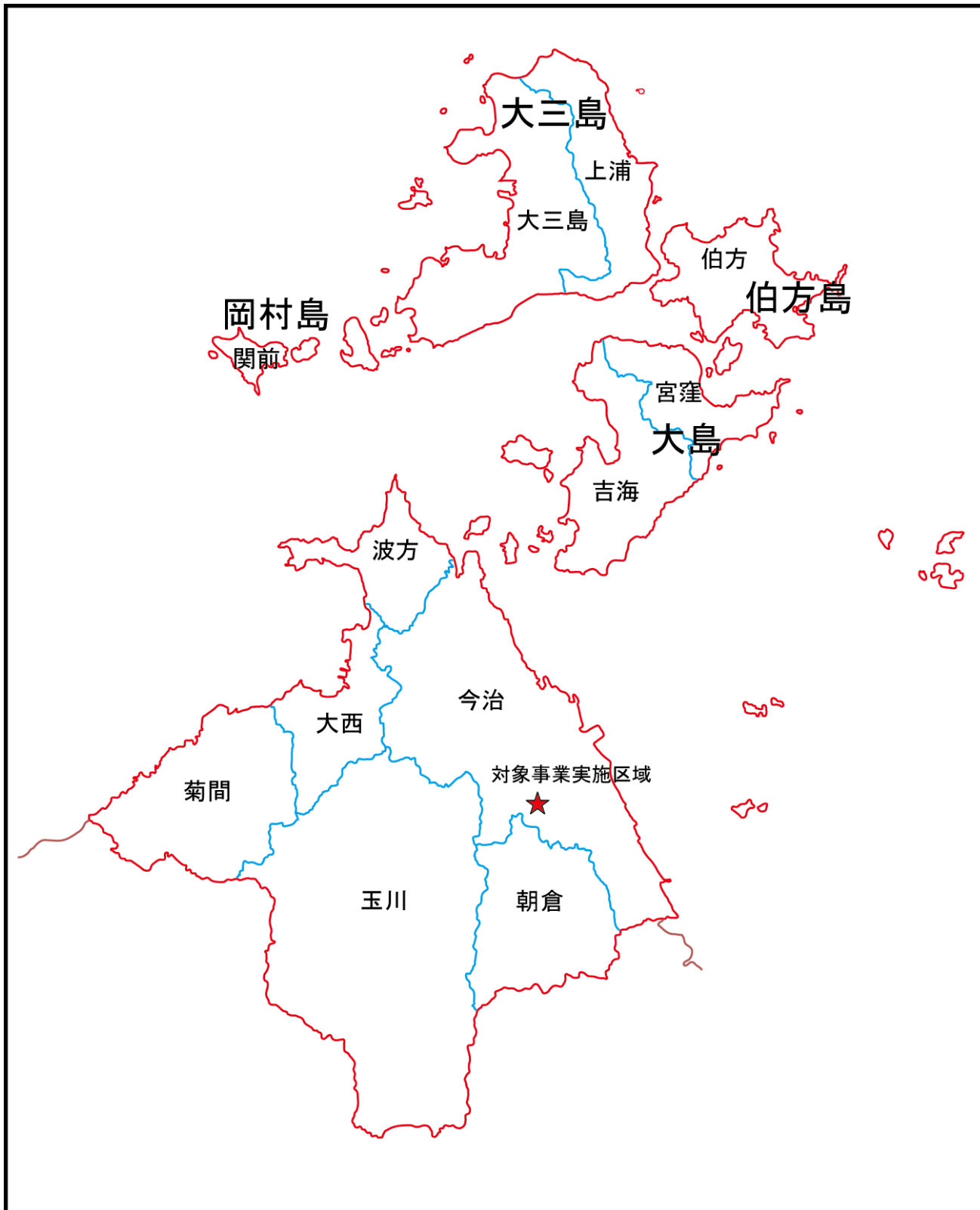
本市の産業は、タオル製造業（全国生産高の約6割のシェア）、縫製業等の繊維産業と造船産業を二大基幹産業として発展してきた。また、平成17年の市町村合併を機に、造船・海運産業が集積する日本最大の海事都市として注目されている。

商業は、本市周辺の旧越智郡や西条市の一部を含む広域商業圏を持ち、県東予地区の商業中心地として位置づけられる。また、海路や平成11年5月に開通した瀬戸内しまなみ海道を利用した阪神、中国、九州方面との経済交流も盛んで、瀬戸内海における流通拠点として発展している。

### 2. 行政区画の状況

本市は、平成17年1月16日に、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町及び旧関前村が合併した。位置的には、愛媛県の北東部に位置している。

本市の行政区画状況と対象事業実施区域は図3.2.2-1に示すとおりである。



凡 例

★ : 対象事業実施区域

图 3. 2. 2-1 今治市の行政区画及び対象事業実施区域



1:150,000

0 5 10km



### 3. 人口及び産業の状況

#### 3.1. 人口

本市の総人口は、155,422人（令和3年3月31日現在）で、平成29年3月の162,835人に比べ、5年間で約4.6%（7,413人）減少している。

一方世帯数は、76,487世帯（令和3年3月31日現在）で、平成29年3月の76,206世帯に比べ、約0.4%（281世帯）増加しているが近年は横ばいの状況である。

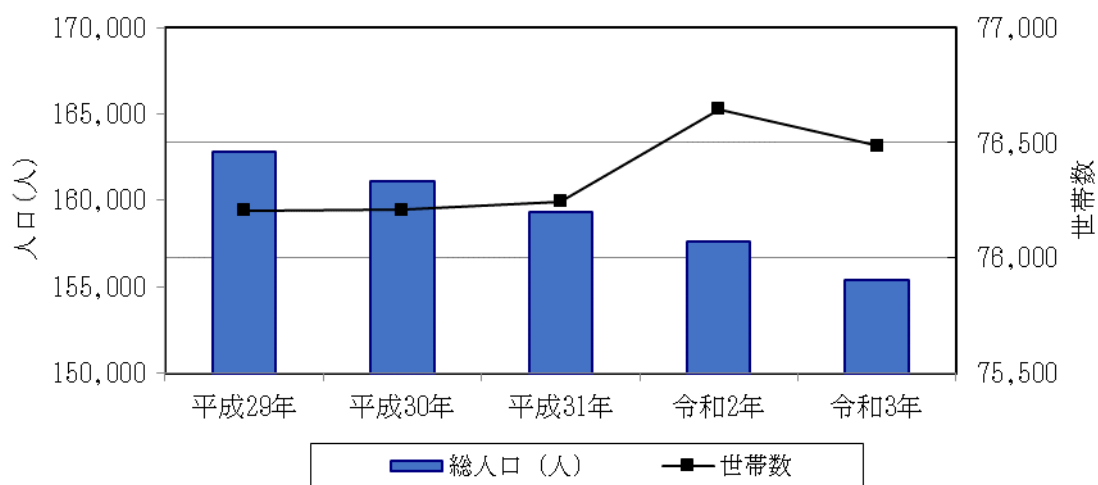
1世帯当たりの人口は、平成29年が2.14人、令和3年が2.03人であり、減少の傾向にある。

人口と世帯の推移状況は表3.2.3-1及び図3.2.3-1に示すとおりである。

表 3.2.3-1 人口と世帯の推移

区 分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
世帯数		76,206	76,209	76,245	76,646	76,487
総人口	(人)	162,835	161,094	159,290	157,644	155,422
1世帯当たり人口	(人)	2.14	2.11	2.09	2.06	2.03

出典：「今治市の統計 令和3年度版（令和4年3月改訂） 第2-2表」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）



出典：「今治市の統計 令和3年度版（令和4年3月改訂） 第2-2表」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）

図 3.2.3-1 人口と世帯の推移

### 3.2. 産 業

#### (1) 産業人口

本市の産業別大分類別就業者数は表 3.2.3-2 に示すとおりである。

総就業者数 72,296 人の内、卸売・小売業、サービス業等の第 3 次産業の就業者数が 43,800 人(60.58%)で最も多く、次いで製造業、建設業等の第 2 次産業の就業者が 22,476 人(31.09%)となっている。

表 3.2.3-2 産業別大分類別就業者数（平成 28 年 6 月 1 日）

区分		総数	割合(%)
総数		72,296	100
第一次産業	農業	3,597	4.98
	林業	36	0.05
	漁業	499	0.69
	小 計	4,132	5.72
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	154	0.21
	建設業	6,013	8.32
	製造業	16,309	22.56
	小 計	22,476	31.09
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	305	0.42
	情報通信業	436	0.6
	運輸業、郵便業	3,772	5.22
	卸売業、小売業	11,003	15.22
	金融業、保険業	1,456	2.01
	不動産業、物品賃貸業	772	1.07
	学術研究、専門・技術サービス業	1,709	2.36
	宿泊業、飲食サービス業	3,607	4.99
	生活関連サービス業、娯楽業	2,103	2.91
	教育、学習支援業	2,735	3.78
	医療、福祉	9,794	13.55
	複合サービス事業	968	1.34
	サービス業(他に分類されないもの)	3,017	4.17
	公務(他に分類されるものを除く)	2,123	2.94
	小 計	43,800	60.58
	分類不能の産業		1,888

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版（令和 4 年 3 月改訂） 第 2-14 表」  
（令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト）

## (2) 産業構造

### ア. 商業

本市の商業（卸売・小売業）の概要（事業所数、従業者数、年間商品販売額）は表 3.2.3-3 に示すとおりである。

表 3.2.3-3 商業の状況

商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
1,914	11,379	513,361

注）平成 28 年 6 月 1 日現在

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版（令和 4 年 3 月改訂） 第 6-1 表」  
（令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト）

### イ. 製造業

本市の製造業（従業者数 4 人以上）の概要（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）は表 3.2.3-4 に示すとおりである。

表 3.2.3-4 製造業の状況

事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
370	11,489	97,134,854

注）令和元年 6 月 1 日調査

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版（令和 4 年 3 月改訂） 第 5-1 表」  
（令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト）

### ウ. 農業

本市の農業の概要は表 3.2.3-5 に示すとおりである。

令和 2 年の農業経営体は 2349 であり、そのうち、個人経営体は 2,305 戸(98%)である。

また、経営耕地総面積は 2,084ha である。

表 3.2.3-5 農家数の状況

総数	農業経営体		経営耕地 総面積 (ha)	個人経営体の 基幹的農業 従事者(人)
	個人 経営体	団体 経営体		
2,349	2,305	44	2,084	2,778

注）令和 2 年 2 月 1 日現在

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版（令和 4 年 3 月改訂） 第 4-1 表」  
（令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト）

#### 4. 土地利用の状況

本市の地目別土地利用面積は表 3. 2. 4-1 に示すとおりである。

総面積は 403. 33km<sup>2</sup> であり、そのうち、山林が 129. 83 km<sup>2</sup> (32. 2%) で最も大きく、次いで畑が 63. 19 km<sup>2</sup> (15. 7%) である。

表 3. 2. 4-1 地目別土地利用面積

							単位：km <sup>2</sup>
総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他
403. 33	28. 12	63. 19	34. 66	2. 12	129. 83	4. 09	141. 32

注1) 令和2年1月1日現在

注2) 「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園である。

注3) 計が一致しない場合がある。

出典：「愛媛県オープンデータカタログ」（令和4年6月閲覧 愛媛県ウェブサイト）

## 5. 交通の状況

### 5.1. 鉄道

対象事業実施区域の約5km北方に、四国旅客鉄道(JR 四国)予讃線の今治駅(本市北宝来町一丁目)がある。JR今治駅には全ての特急列車、普通列車が停車し、令和3年の1日当りの乗車人員は1,753人である(出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第10-1表」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト))。

### 5.2. 道路

四国地方整備局の実施している一般国道196号と317号、主要地方道今治波方港線における平日の道路交通量調査データは表3.2.5-1に示すとおりである。

一般国道196号の交通量が最も多く、次いで主要地方道今治波方港線における交通量が多くなっている。

また、本市の道路の整備状況は表3.2.5-2に示すとおりである。

表3.2.5-1 対象事業実施区域周辺の交通量

路線番号		国道196号		国道317号		主要地方道今治波方港線	
測定場所		①中寺		②片山2丁目2番4		③東村1丁目2番53	
		平日		平日		平日	
		台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h
自動車	小計車	22,263	28,368	11,986	14,634	13,810	17,113
	大型車	2,612	3,223	215	861	1,314	2,094
	合計	24,875	31,591	12,201	15,495	15,124	19,207
大型車混入率(%)		10.5	10.2	1.8	5.6	8.7	10.9
昼夜率		1.27		1.27		1.27	
混雑度		0.93	/	1.03	/	1.76	/
平成22年度昼間12時間自動車類交通量(台)		24,394		12,762		15,998	
12h交通量伸び率(H27/H22)		1.02		0.93		0.95	

注:斜体表示は推定値

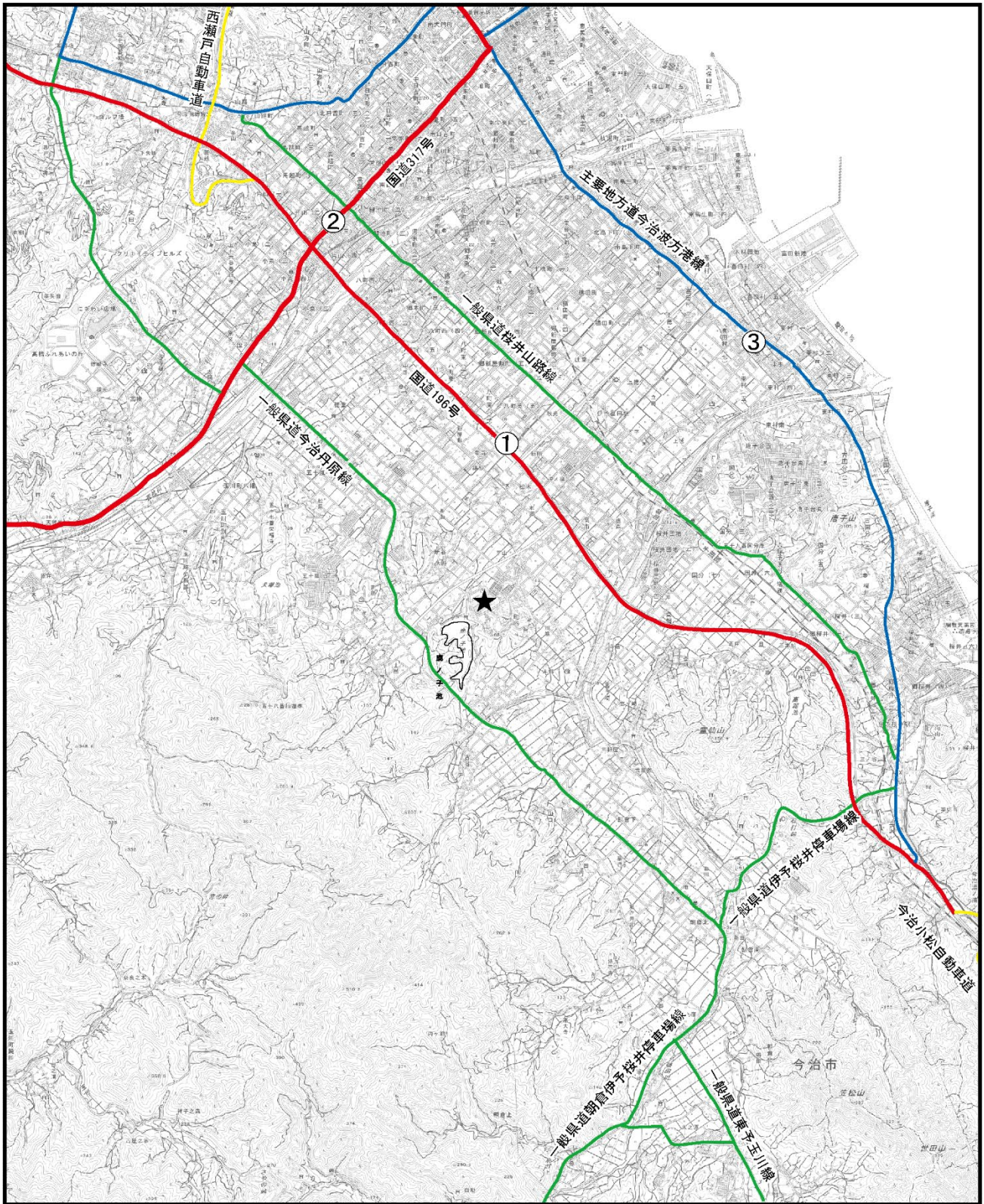
出典:「平成27年度 全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」(一般社団法人 交通工学研究会)

表3.2.5-2 今治市の道路整備状況(令和2年4月1日)

市名	総数	道路実延長 (m)		
		国道	県道	市道
今治市	2,002,639	130,648	243,741	1,628,250

出典:「愛媛の道路2021 パンフレット・資料編」

(令和4年6月閲覧 愛媛県ウェブサイト)

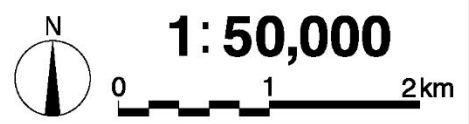


**凡 例**

- ★ : 対象事業実施区域
- (Red) : 国 道
- (Blue) : 主要地方道
- (Green) : 一般県道
- (Yellow) : 自動車道

図 3. 2. 5-1 交通量調査地点位置図

図中の番号は表 3. 2. 5-1 に対応する。



## 6. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

### 6.1. 教育施設

対象事業実施区域周辺の教育施設は表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおり 35 施設である。

表 3.2.6-1 対象事業実施区域周辺の教育施設

No.	施設名	所在地
1	晴心幼稚園	南高下町 3 丁目 4-46
2	みどり幼稚園	五十嵐甲 60 番地
3	今治幼稚園	別宮町 2 丁目 4-13
4	いずみ幼稚園	片山 3 丁目 3-14
5	今治めぐみ幼稚園	南宝来町 1 丁目 1-6
6	ひまわり幼稚園	国分 3 丁目 2-46
7	今治精華幼稚園	中日吉町 2 丁目 1-34
8	若葉幼稚園	北宝来町 1 丁目 2-1
9	唐子幼稚園	東村南 2 丁目 2-10
10	立花幼稚園	立花町 4 丁目 6-19
11	吹揚小学校	黄金町 3 丁目 3 番地
12	常盤小学校	中日吉町 2 丁目 6 番 55 号
13	立花小学校	立花町 4 丁目 3 番 45 号
14	鳥生小学校	南高下町 3 丁目 3 番 71 号
15	桜井小学校	郷桜井 1 丁目 8 番 26 号
16	国分小学校	古国分 2 丁目 7 番 1 号
17	富田小学校	上徳甲 394 番地 4
18	清水小学校	五十嵐甲 13 番地 3
19	日高小学校	別名 446 番地 2
20	乃万小学校	延喜甲 349 番地
21	朝倉小学校	朝倉北甲 281 番地
22	鴨部小学校	玉川町中村甲 574 番地 1
23	日吉中学校	中日吉町 1 丁目 3 番 70 号
24	立花中学校	立花町 2 丁目 8 番 7 号
25	桜井中学校	郷桜井 1 丁目 8 番 8 号
26	南中学校	松木 349 番地 1
27	西中学校	山路 554 番地 3
28	朝倉中学校	朝倉北甲 273 番地
29	今治東中等教育学校	桜井 2 丁目 9-1
30	今治西高等学校	中日吉町 3 丁目 5-47
31	今治南高等学校	常盤町 7 丁目 2-17
32	今治北高等学校	宮下町 2 丁目 2-14
33	今治工業高等学校	河南町 1 丁目 1-36
34	今治明德高等学校	北日吉町 1 丁目 4-47
35	今治精華高等学校	中日吉町 2 丁目 1-34

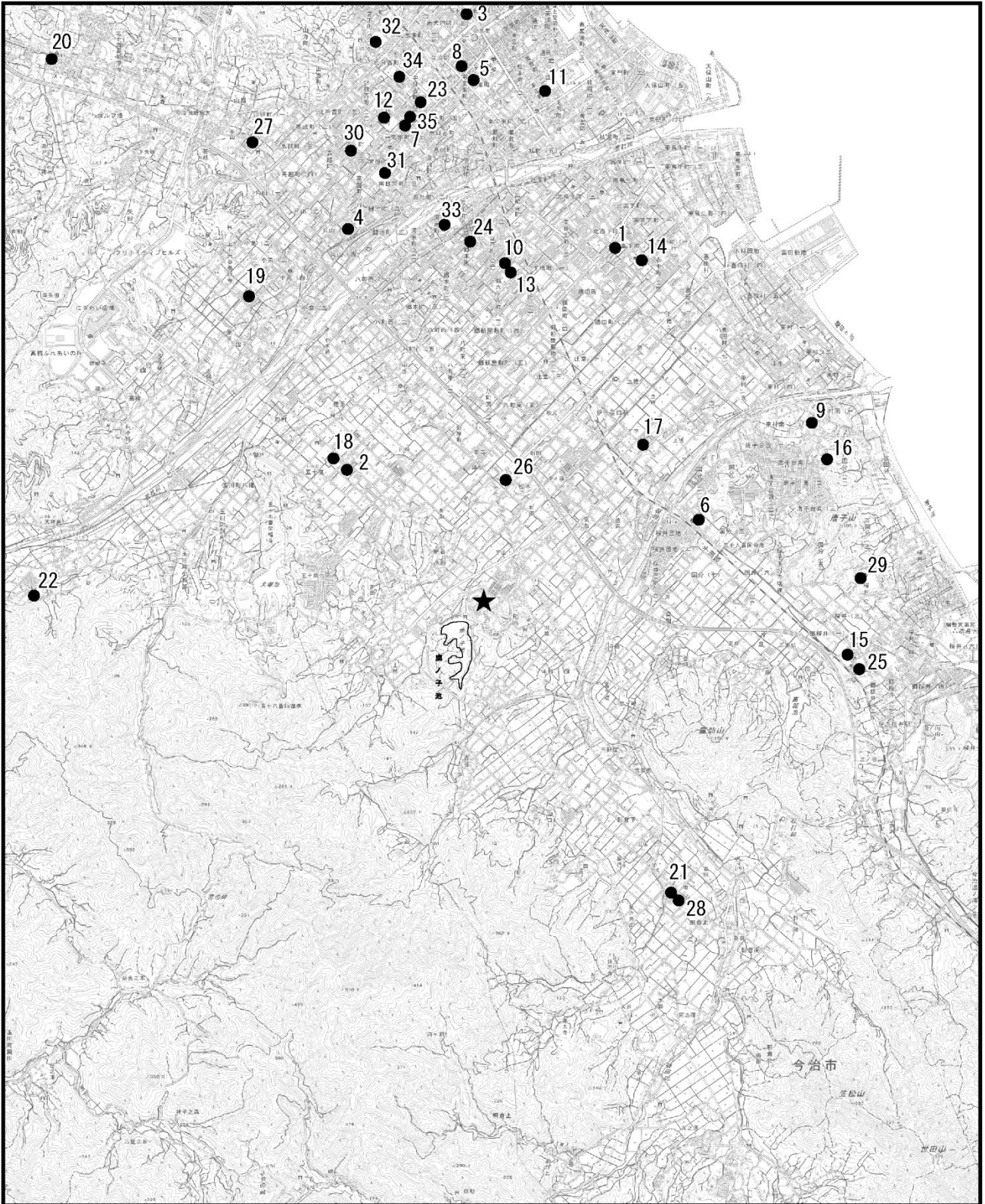
出典：「令和 4 年度今治市内の教育・保育施設等一覧表」

(令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト)

「今治市小学校・中学校一覧」(令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト)

「えひめの県立高校・中等教育学校」(令和 4 年 6 月閲覧 愛媛県ウェブサイト)

「愛媛県私立学校名簿」(令和 4 年 6 月閲覧 愛媛県ウェブサイト)

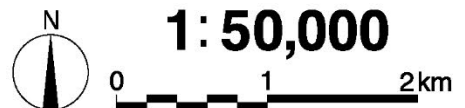


**凡 例**

- ★ : 対象事業実施区域
- : 教育施設

図 3. 2. 6-1 対象事業実施区域周辺の教育施設

図中の番号は表 3. 2. 6-1 に対応する。





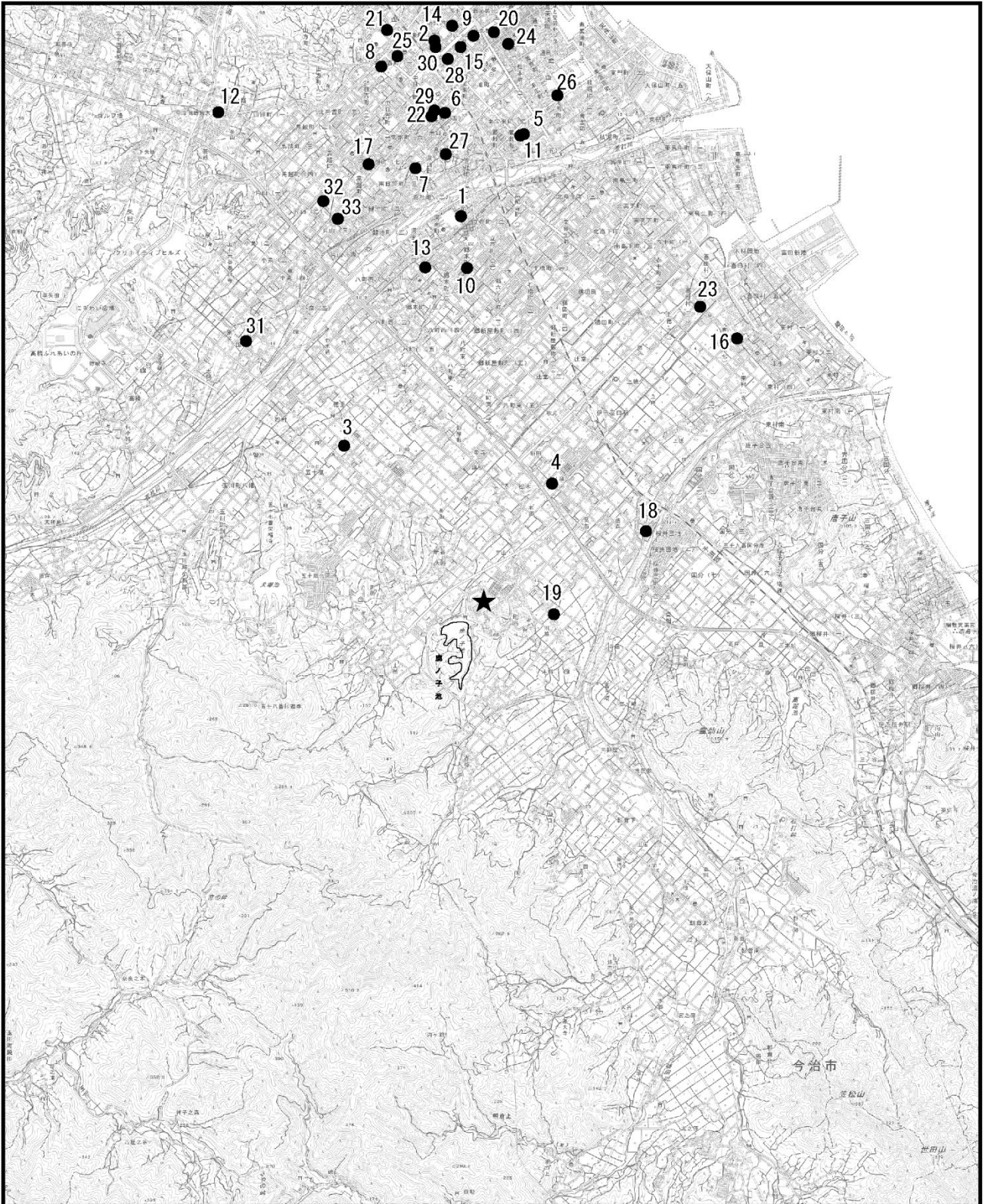
## 6.2. 医療施設

対象事業実施区域周辺の医療施設は表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-2 に示すとおり 33 施設である。

表 3.2.6-2 対象事業実施区域周辺の医療施設

No.	医療機関名称	医療機関所在地
1	かとう内科	立花町1丁目10番5号
2	瀬戸内海病院	北宝来町2丁目4番地9
3	今治南病院	四村103番地1
4	医療法人 村上整形外科	松木28-7
5	医療法人 仁明会 内科・消化器科羽鳥病院	南宝来町3丁目2番地3号
6	正岡眼科	常盤町5丁目3番9号
7	医療法人 圭泉会 菅病院	南日吉町2丁目3番21号
8	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 今治第二病院	北日吉町1丁目7番43号
9	鈴木病院	別宮町2丁目1番地5
10	竹内外科胃腸科	立花町3丁目6番36号
11	たくぼ眼科	南宝来町3丁目2番地9
12	医療法人彩水会 真部クリニック	矢田甲7番地1
13	平林胃腸クリニック	河南町2丁目6番20号
14	今治十全医院	南大門町2丁目4の18
15	いのうえ産婦人科	南大門町1丁目5番地2
16	広瀬病院	喜田村6丁目5-1
17	井出内科	常盤町7丁目3番6号
18	公益財団法人正光会今治病院	高市甲786番地13
19	三宅川医院	町谷甲17番地2
20	医療法人 慈風会 白石病院	松本町1丁目5-9
21	今治第一病院	宮下町1丁目1番21号
22	村上病院	常盤町5丁目3-37
23	社会福祉法人 恩賜財団 済生会今治病院	喜田村7丁目1番6号
24	医療法人 滴水会 吉野病院	末広町1丁目5番地の5
25	放射線第一病院	北日吉町1丁目10番50号
26	美須賀病院	黄金町3丁目4番地8
27	三木病院	泉川町1丁目3番45号
28	きら病院	北宝来町1丁目3番地5
29	整形外科藤井病院	常盤町5丁目3-38
30	高木眼科病院	北宝来町2丁目3番地1
31	片木脳神経外科	別名274
32	小澤外科循環器科医院	馬越町4丁目3番10号
33	医療法人 平成会 山内病院	片山3丁目1番40号

出典：「保険医療機関・保険薬局の管内指定状況等について」（令和4年6月閲覧 四国厚生支局ウェブサイト）



**凡 例**

- ★ : 対象事業実施区域
- : 医療施設

図 3. 2. 6-2 対象事業実施区域周辺の医療機関

図中の番号は表 3. 2. 6-2 に対応する。



### 6.3. 福祉施設

対象事業実施区域周辺の福祉施設は表 3.2.6-3 及び図 3.2.6-3 に示すとおり、児童福祉施設 18 施設、障害者福祉施設 37 施設、老人福祉施設 40 施設、合計 95 施設である。

表 3.2.6-3(1) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

No.	種別	施設名	所在地
1	児童福祉施設	鳥生保育所	北鳥生町 3 丁目 1 番 15 号
2		常盤保育所	南日吉町 2 丁目 2 番 8 号
3		城東保育所	美須賀町 4 丁目 1 番 48 号
4		乃万保育所	延喜甲 365 番地 2
5		日高保育所	別名 549 番地 1
6		富田保育所	上徳乙 287 番地 7
7		桜井保育所	登畑甲 40 番地
8		若葉保育園	東村 1 丁目 15 番 36 号
9		志々満保育園	桜井 6 丁目 2 番 1 号
10		白鳩保育園	山路 881 番 89
11		龍門保育園	朝倉上甲 803 番地 3
12		朝倉保育園	朝倉北甲 356 番地 2
13		日の出保育所	玉川町小鴨部甲 230 番地 2
14		今治市医師会保育所エンゼル保育園	南宝来町 1 丁目 4-11
15		おひさまえん	北宝来町 2 丁目 3-6
16		なでしこ保育所	喜田村 7 丁目 2-30
17		枝堀児童館	枝堀町 1-4-1
18		朝倉児童館	朝倉下甲 529
19	障害者福祉施設	今治育成園	町谷甲 746
20		今治療護園	町谷 756-1
21		今治福祉園	宮ヶ崎甲 170
22		ふらっふ	登畑甲 345-1
23		ふきあげワークス	恵美須町 3-1-16
24		朝倉作業所	朝倉南乙 457
25		障害者支援センターアクティブマインド	神宮甲 609-1
26		麦の穂	衣干町 2-144-3
27		障害者施設 のま	延喜甲 301-1
28		多機能型事業所プリズム	馬越町 3-2-2
29		生活介護事業所ここ	北高下町 3 丁目 4-6
30		多機能型事業所パドル	八町東 6-4-22
31		今治ワークス	宮ヶ崎甲 166
32		とと山路	山路 389 番地 1
33		ステップ	玉川町別所甲 32-1
34		マルクワークス喜田村	喜田村 8-1-41
35		株式会社ローリング	山路 456
36		エコステーション未来	桜井 3-9-5
37		株式会社ネオリサイクル 今治事業所	天保山町 5-2-15
38		クリエイト 2 1	常盤町 5-2-39
39		サポートかけはし	山路 466-1

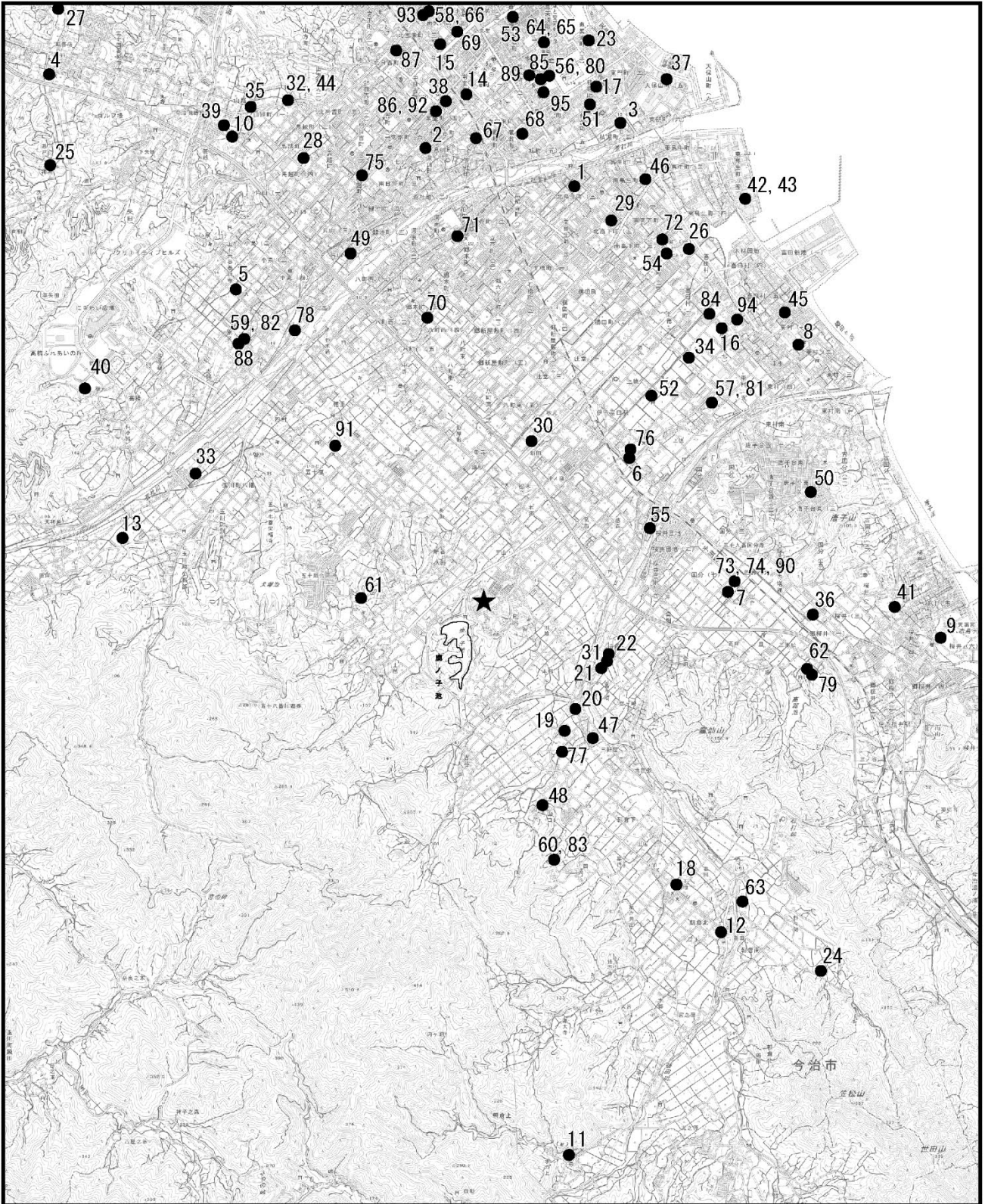
表 3. 2. 6-3(2) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

No.	種別	施設名	所在地	
40	障害者福祉施設	就労支援事業所 つむぎ	高橋甲 1552-1	
41		エコステーションはるかす	桜井 2-5-58	
42		サポートかけはし東鳥生	東鳥生町 5 丁目 46 番地	
43		就労継続支援 B 型事業所 健心工房	東鳥生町 5 丁目 43 番地	
44		カイト今治	山路 389 番地 1	
45		まんまるファクトリー	東村 1-5-23	
46		サスケ設計工房今治東	北高下町 1 丁目 3 番 35 号	
47		グループホームまきば	町谷 688-12 2F	
48		グループホームうずしお	山口甲 5-2	
49		うっとこ	片山 4-6-23	
50		カラコリーナ	唐子台東 3-7-2	
51		エダボリーナ	枝堀町 1-6-16	
52		フレンドシップホーム I・II・VI	上徳甲 304-1	
53		フレンドシップホーム III	室屋町 1-1-8	
54		フレンドシップホーム IV	衣干町 2-1-28	
55		精神障害者グループホームしまなみ	高市甲 786-5	
56		老人福祉施設	ケアハウス吹揚	黄金町 3-2-6
57			せせらぎ	上徳甲 110-1
58			廣寿苑	南大門町 3-5-33
59			なごみ	別名 261
60	リーフガーデンあさくら		朝倉下乙 102-2	
61	泉荘		新谷甲 1884-1	
62	桜井荘		旦甲 472-1	
63	清流園		朝倉北甲 497	
64	ウェルえがお		恵美須町 2-2-1	
65	ウェルえびす		恵美須町 2-2-4	
66	グループホーム廣寿苑		南大門町 3-5-33	
67	グループホームさつき		泉川町 1-1-29	
68	グループホームはとり		南宝来町 3-4-1	
69	グループホームつどい		南大門町 2-2-2	
70	グループホームひまわり		八町西 4-1-14	
71	都市型グループホームゆう		立花町 2-9-35	
72	ハートフルケアホーム青空		南高下町 2-2-67	
73	グループホーム ヒロセ		国分 7-4-36	
74	グループホームヒロセドゥーエ		国分 7-5-11	
75	ほっとやまうち		常盤町 8-4-31	
76	グループホーム松風園		上徳乙 284-1	
77	グループホームひまわりの家		古谷甲 19-1	
78	日高荘		小泉 5-6-38	
79	唐子荘		旦甲 479-1	
80	シルバーハウス吹揚		黄金町 3-2-6	
81	みどりの郷		上徳甲 110-1	
82	今治なごみ苑		別名 251	

表 3. 2. 6-3(3) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

No.	種別	施設名	所在地
83	老人福祉施設	リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2
84		済生会今治老人保健施設希望の園	喜田村 7-1-6
85		老人保健施設燧園	末広町 3-1-6
86		老人保健施設ときわ園	常盤町 5-3-37
87		老人保健施設八恵苑	北日吉町 1-10-53
88		老人保健施設シルビウス・ケアセンター	別名 261
89		老人保健施設セントラルケアホーム	松本町 2-6-6
90		老人保健施設ヒロセ	国分 7-4-1
91		今治南病院	四村 103-1
92		村上病院	常盤町 5-3-37
93		廣寿苑	南大門町 3-5-8
94		シルバーハウス ウィルケアひろせ	喜田村 6-4-20
95		シルバーマンション ひうち	末広町 3-3-6

出典：「令和4年度今治市内の教育・保育施設等一覧表」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）  
「児童館及びその他類似施設 施設一覧」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）  
「障害福祉サービス」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）  
「老人ホーム・入所施設 市内入所施設一覧」（令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト）



**凡 例**

- ★ : 対象事業実施区域
- : 福祉施設

図 3. 2. 6-3 対象事業実施区域周辺の福祉施設

図中の番号は表 3. 2. 6-3 に対応する。



## 7. 上水道施設及び下水道施設の整備状況

### 7.1. 上水道の状況

本市の上水道の普及状態は表 3.2.7-1 に示すとおりである。

本市の令和 2 年度の給水人口は 150,830 人で、上水道の人口対比普及率は 97.0% であった。

表 3.2.7-1 今治市の上水道の状況

行政区域内人口	(人)	155,422
給水人口	(人)	150,830
普及率 (B/A)	(%)	97.0
年間総配水量	(m <sup>3</sup> )	21,015,749
一日平均配水量	(m <sup>3</sup> )	57,577

注) 行政区域内人口は、年度末現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口による。

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版 (令和 4 年 3 月改訂) 第 11-1 表」

(令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト)

### 7.2. 下水道の状況

本市における下水道整備状況は表 3.2.7-2 に示すとおりである。

本市の令和 2 年度の処理区域内人口は 112,438 人で、下水道の人口対比普及率は 64.6% となっている。

表 3.2.7-2 今治市の下水道の状況

面積	(ha)	41,921
計画処理面積	(ha)	3,913
下水道処理区域面積	(ha)	2,803
整備率 C/B	(%)	71.6
住民基本台帳人口	(人)	157,537
計画処理人口	(人)	112,438
処理可能人口	(人)	101,758
処理可能戸数	(戸)	50,060
人口普及率 F/D	(%)	64.6
水洗化人口	(人)	93,349
水洗化戸数	(戸)	44,264
処理能力水量	(m <sup>3</sup> /日)	69,636
流入下水量	(m <sup>3</sup> /日)	50,051

注 1) 人口普及率は各年 5 月 1 日現在、水洗化人口は 3 月 31 日現在の数値である

注 2) 住民基本台帳人口は、4 月 30 日現在

出典：「今治市の統計 令和 3 年度版 (令和 4 年 3 月改訂) 第 11-2 表」

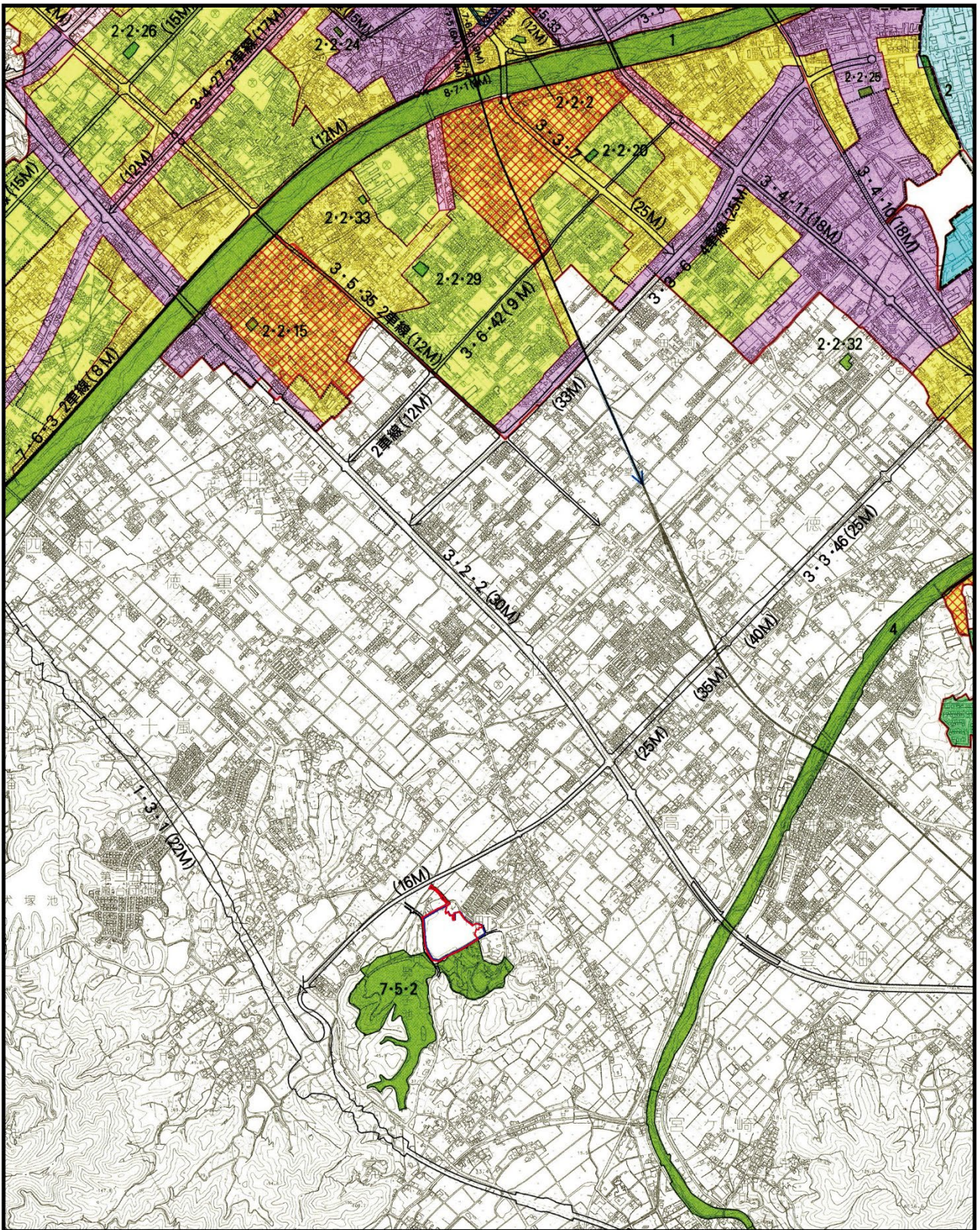
(令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト)

#### 8. 都市計画法に基づく地域地区の状況

対象事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況は図 3.2.8-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は、「今治広域都市計画区域」の市街化調整区域に該当しており、用途地域の指定はされていない。





凡 例

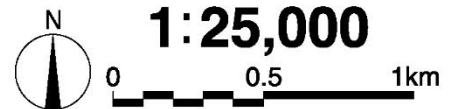
図 3. 2. 8-1 用途地域指定の状況

: 対象事業実施区域    
  : 都市計画対象事業実施区域

	行政界
	都市計画区域
	市街化区域
	形態規制
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域

	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別工業地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市計画都市高速鉄道
	都市計画公園・緑地・墓園
	土地区画整理事業
	地区計画

	防火地域
	準防火地域
	臨港地区



## 9. 関係法令等の指定、規制基準等

対象事業に適用される関係法令の一覧は表 3.2.9-1 に示すとおりである。

表 3.2.9-1 関係法令一覧

法令等	規制の内容その他の状況
環境基本法	環境基本法では、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水及び土壌汚染に係る環境基準を定めている。
大気汚染防止法	規制対象物質は、ばい煙、粉じん、自動車排気ガスである。また、ばい煙に関して、工場、事業場単位に排出量の削減を行う総量規制制度がとられている。
水質汚濁防止法	工場・事業所に係る排水基準として、濃度規制及び総量規制が行われている。特定施設については、届出を行う。
土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めて土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。埋立て等に使用する土砂基準等が定められている。
えひめ環境基本計画	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの課題に的確に対応し、県民、行政等の各主体の役割などを示している。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基準とすべき基準（環境基準等）や排ガス、排水に関する規制基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の濃度基準、汚染土壌に係る措置等が定められている。
愛媛県公害防止条例	事業活動等に伴う、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、及び悪臭による公害を防止することにより、健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の保護を目的として定められている。
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定め、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講じて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。
都市計画法	都市計画の内容や制限、都市計画事業を定めることにより、都市の健全な発展の秩序ある整備を図り、以って国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
農業振興地域の整備に関する法律	農地の振興を図ることが必要であると認められる地域として「農業振興地域」を指定するとともに、特に農用地等として利用すべき区域として「農用地区域」が指定されている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。
資源の有効な利用の促進に関する法律	資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律である。
今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として定められている。

## 9.1. 大気汚染

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.9-2、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-3 に示すとおりである。

表 3.2.9-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)

表 3.2.9-3 ダイオキシン類 (大気) の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均値とする。	

### (2) 規制基準

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガスの規制基準値は、表 3.2.9-4 に示すとおりである。

表 3.2.9-4 排ガスの規制基準

ばいじん	硫黄酸化物 (K 値)	塩化水素	窒素酸化物	水銀	ダイオキシン類
0.08g/m <sup>3</sup> N	14.5 (約 2000ppm)	700mg/m <sup>3</sup> N (約 430ppm)	250ppm	新設 30μg/m <sup>3</sup> N 既設 50μg/m <sup>3</sup> N	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

## 9.2. 騒音

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2.9-5 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺地域は市街化調整区域であり、地域の類型は指定されていない。

表 3.2.9-5 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. 愛媛県では AA 類型は地域指定していない。

2. 基準値は等価騒音レベル(LAeq)により、評価した値である。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 基準値は等価騒音レベル (LAeq) により、評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として表 3.2.9-6 の基準値に掲げるとおりである。

表 3.2.9-6 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間午前 6 時～午後 10 時	夜間午後 10 時～翌午前 6 時
70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下
備考個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (括弧内の値) によることができる。	

注) 基準値は等価騒音レベル (LAeq) により、評価した値である。

## (2) 規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-7 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-8 に、指定地域内における自動車騒音の要請限度は表 3.2.9-9 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、騒音規制法の規制地域には該当しない。

表 3.2.9-7 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から午前 8 時	午前 8 時から午後 7 時	午後 7 時から午後 10 時	午後 10 時から翌 日の午前 6 時
第 1 種区域	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下	45 デシベル 以下
第 2 種区域	50 デシベル 以下	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下
第 3 種区域	65 デシベル 以下	65 デシベル 以下	65 デシベル 以下	50 デシベル 以下
第 4 種区域	70 デシベル 以下	70 デシベル 以下	70 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考

- 1 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お おむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

表 3. 2. 9-8 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の

騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
告示別表第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日 休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日 休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第1種区域
  - (2) 第2種区域
  - (3) 第3種区域
  - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
  - 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
  - 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
    - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
    - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
    - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
    - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-9 自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考1 a：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

2 騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）による。

3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

### 9.3. 振動

#### (1) 環境基準

振動については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

#### (2) 規制基準

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3.2.9-10 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3.2.9-11 に、指定地域内における道路交通振動の要請限度は表 3.2.9-12 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、振動規制法の規制地域には該当しない。

表 3.2.9-10 工場・事業場振動の規制基準

区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考1 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。

2 第1種区域及び第2種区域とは、以下に掲げる区域をいう。

- ・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- ・第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。



表 3. 2. 9-11 (1) 振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

表 3. 2. 9-11 (2) 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
作業時間	1日10時間以内	1日14時間以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第1種区域。
  - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
  - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

表 3. 2. 9-12 道路交通振動の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考1 振動の測定場所は道路の敷地の境界線とする。

- 2 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

#### 9.4. 悪臭

##### (1) 環境基準

悪臭については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

##### (2) 規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準は表 3.2.9-13 に示すとおりである。

なお、本市には悪臭防止法による規制地域の指定は設定されていない。

表 3.2.9-13 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

特定悪臭物質	指定地域の区分	A 区域 (ppm)	B 区域 (ppm)
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二酸化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004

※主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域を B 区域、それ以外の地域を A 区域として指定が行われている。

## 9.5. 水質

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく、人の健康の保護に関する水質環境基準は表 3.2.9-14 に、河川の生活環境の保全に関する水質環境基準は表 3.2.9-15 に、湖沼の生活環境の保全に関する水質環境基準は表 3.2.9-16 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.9-17 示すとおりである。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-18 に示すとおりである。

表 3.2.9-14 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3.2.9-15 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる))とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L)		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケ・マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 3.2.9-16 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2,3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級農業用水 及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧	2.0mg/L 以上	



表 3. 2. 9-17 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

表 3. 2. 9-18 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 基準値は、年間平均値とする（水底の底質を除く。）。

## (2) 排水基準

工場及び事業所からの排水水について、水質汚濁防止法に基づく全国一律の排水基準は表 3.2.9-19 に、愛媛県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）は表 3.2.9-20 に示すとおりである。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出基準は表 3.2.9-21 に示すとおりである。

表 3.2.9-19(1) 一般排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mgB/L
	海域に排出されるもの	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mgF/L
	海域に排出されるもの	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜 硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考

「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3.2.9-19(2) 一般排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの
	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの
	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

表 3.2.9-20(1) 愛媛県が条例で定める排水基準（健康項目に係る排水基準）

項目	排水基準
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム

備考

1 「検出されないこと」とは、第22条第2項に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3. 2. 9-20(2) 愛媛県が条例で定める排水基準（環境項目に係る排水基準）

項目	排水基準
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出させるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	160 （日間平均 120）
化学的酸素要求量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	160 （日間平均 120）
浮遊物質量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	200 （日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量） （単位 1 リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量） （単位 1 リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
ニッケル含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	5
大腸菌群数 （単位 1 立方センチメートルにつき個）	日間平均 3,000

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

表 3. 2. 9-21 ダイオキシン類（水質）に係る排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

備考：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

## 9.6. 土壌

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.2.9-22 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-23 に示すとおりである。

表 3.2.9-22 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

表 3.2.9-23 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 3 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

## (2) 規制基準

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準及び水質基準は表 3. 2. 9-24 に示すとおりである。

表 3. 2. 9-24(1) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0. 003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0. 01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0. 05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0. 01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0. 0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0. 02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0. 002mg 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0. 002mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0. 004mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 1mg 以下
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 04mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0. 006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0. 01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0. 01mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0. 002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0. 006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0. 003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0. 02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0. 01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0. 01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0. 8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0. 05mg 以下

### 備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3. 2. 9-24(2) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例の水質基準

項目	基準値
カドミウム	1Lにつき 0.003mg 以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
蚤	1Lにつき 0.01mg 以下
六価クロム	1Lにつき 0.05mg 以下
砒素	1Lにつき 0.01mg 以下
総水銀	1Lにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1Lにつき 1mg 以下
ジクロロメタン	1Lにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	1Lにつき 0.002mg 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1Lにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.002mg 以下
チウラム	1Lにつき 0.006mg 以下
シマジン	1Lにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	1Lにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	1Lにつき 0.01mg 以下
セレン	1Lにつき 0.01mg 以下
ふっ素	1Lにつき 0.8mg 以下
ほう素	1Lにつき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.05mg 以下

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。